資料２

現状についての問題意識、
道州制の理念・目的について

道州制に関するご提案について

ご氏名	石　井　正　弘
①現状についての問題意識	成熟社会を迎え、量的な拡大よりも質的な充実に対する住民ニーズが高まる中、個性豊かで活力に満ちた地域を創造し、我が国の一層の発展を図っていくためには、現在の硬直化した画一的な中央集権型システムを改め、自己決定・自己責任の原則の下、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立することが求められている。 今後さらに地方分権を進め、真の分権型社会を実現するためには、単に広域自治体である都道府県だけの問題にとどまることなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。このことが国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。

②道州制の理念・目的	道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。 そのためには、国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体としての道州に必要な要件を満たすものでなければならない。 その要件を列挙すれば、おおむね以下のとおりである。 1　国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものであること。 2　役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものであること。 3　内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立すること。 4　道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築すること。

道州制に関するご提案について

氏名	大久保　尚武
①現状についての問題意識	1.日本の国際的地位・競争力の低下 ・ＥＵの台頭と新興国の追い上げ 一人当たりGDP(00年 世界3位 → 05年 14位(US$ベース、IMF)) ・人口減少と高齢化による成長失速の懸念 2.東京一極集中によるリスク増大 ・首都直下地震による壊滅的被害 ・地域における自主性の低下 ・国としての少子化の加速 3.高齢化と人口減少による地方の疲弊 4.公務員の政策立案能力の低下 ・中央政府；縦割り行政 及び「たこつぼ」化 ・地方自治体；中央政府への依存
②道州制の理念・目的	日本が、精神的にも物質的にも豊かな国になる ↑ 日本の国際競争力が向上する ↑ それぞれの地域で活力が増大する ↑ **「地域(道州)が独自のビジョン」**を掲げ、その達成に向け**「自主的な創意・工夫」**を行なうこと。責任も、原則として道州が負うこと。 〔結果として〕 ・東京一極集中によるリスクが回避できる ・前提として、**「国と道州の役割分担の明確化」**が必要。 国の機能は最小限に（国防、司法等）。内政は地方自治体が担い、基礎自治体の機能を最大限に。 これにより ① 国家、地方とも公務員のミッションが明確化。政策立案能力の向上につながる。 ② 地方議会が活性化。国民の政治参加が進む。 ③ 重複行政が解消するとともに行政経費も削減でき、財政再建に寄与する。

道州制に関するご提案について

ご氏名	金子　仁洋
①現状についての問題意識	道州制は、地方主権を完成するには必ず通過しなければならないケルンであり、国会が決めた「日本の国是・地方分権」を実現するツールでもある。 そして、地方分権の目的・理念は、1996年の第一次地方分権推進委員会の中間報告では、「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」を「住民主導の個性的で総合的な行政システム]に変革することであるとされ、さらになぜ、今、地方分権かについては、5項目(① 中央集権型行政システムの制度疲労、② 変動する国際社会への対応、③ 東京一極集中の是正、④ 個性豊かな地域社会の形成、⑤ 高齢社会・少子化社会への対応)の理由に要約されていた。 問題は、にもかかわらず、これが国民の腑に落ちなかったということである。国民は、論より証拠に動かされる。今まで展開された国民の身近なところでの動きが市町村合併に偏り、地方税制等のわかりやすい変革と、都道府県がどうなっていくか、その方針等が明確でなかったからと考えられる。
②道州制の理念・目的	本州に実現される道州の未来予想図は、具体的にはEU参加の民主主義先進国の現状から軍事と司法を差し引いたものをイメージすればよく、北海道は、台湾、九州は韓国、沖縄はシンガポール等が、身近な目標になりうる。 その政体等は提示されたモデルの選択肢の中から主権者国民が選べばよい。 日本は、それらの発展する地方の総体として、EUなみの発展を実現する。 我が国の道州制には80年の挫折の歴史があったが、1993年からは、地方が国と並ぶ分権を目指して、一歩後退二歩前進を果たしてきた。その第一期には、地方を従属させる機関委任事務を全廃し、第二期には、基礎自治体の強化に向けて市町村合併と三位一体の改革を進めた。これからは第三期にかかる。すなはち、財源充実を骨子とする第二期改革の継続を図ると共に、都道府県を変えることによって、次の全面展開を迎える基礎を固める。 その1は地方分権改革推進法による国と地方の事務事業の再配分計画樹立を軌道に乗せることであり、その2は、道州制特区推進法に、特定広域団体を作りやすくする改正を加え、複数特定広域団体の相乗効果を実現し、来るべきいっせい移行の土台作りを進めることである。そしてその3は、それらの作業を見ながら、都道府県の事務事業を分別するための基本枠組みを策定する。それは、県の現状の仕事を、基礎自治体に移すべき国民生活関連部分と、特定広域団体に移すことになる広域部分と、当面、都道府県に残す部分とに弁別することになる。以上の作業は、できるところがら進めていき、第四期の道州制のいっせい実現につなげる。

◎道州制の理念・目的について

２００７年１０月２３日
共同通信社編集委員兼論説委員
鎌　田　　司

・道州制は国家統治機構の改変（再編）であり、究極の地方分権である
・新たな「国のすがた・かたち」をどう構想するか
・国民の合意が得られるかどうか

【今後論議が必要なこと】
・道州制は国家構造の改変である。「道州制は究極の地方分権」といわれる。東京つまり霞が関にある国の権限が「札幌・福岡」に移動する。物理的な距離の移動を考えると分かりやすい。このことをしっかりおさえて議論をする必要がある。
・何のための道州制なのか。道州制は何のために行うのか。行う必要があるのか。「国のすがた・かたち」を示す必要がある。新しい国の構想を提示する必要がある。同時に地域や国民の生活がそれでどのように変わるのかについても考えなければならない。道州制は目的ではない。新たな国のすがた・かたちを構想する中での手段としての制度として、十分議論した上で是非を判断すべきである。枠組み先行論は戒めなければならない。
・都道府県で何が不自由なのか。検証が必要。「地域が狭い」といった議論だけでは、戦前から続いてきた論議と何ら変わっていない。道州制の最大の当事者である全国知事会がメリット、デメリットを整理して示すことが望ましい。懇談会はこうした資料を基に、客観データとしてまとめ、国民に提示する。

道州制に関するご提案について

ご氏名	草野満代
①現状についての問題意識	これまでの議論で、導入の目的や意義、などについての共通認識が出たように思う。ただ、議論をしながら感じるのは、確固たる政治の指針や決断がそろそろ必要な時期なのではないかということ。 一体、この議論の先に、どういう実際の歩みがあるのかという地図がないと、それこそ、この問題については何十年も前から研究がなされているわけで、その延長で終わってしまうのではないかという懸念がぬぐえないのもまた事実。
②道州制の理念・目的	前段までの意見のとおりで、特記することはありません。

道州制に関するご提案について

氏名	河内山　哲朗
①現状についての問題意識	・道州制議論が国民の関心を集めている状況には無く、同時進行している「分権議論」「合併の検証」「格差是正のための税財政改革」などを踏まえて議論を深めるべきである。 ・大きく強い道州なのか、基礎自治体中心で補完的道州なのか根本論が議論されていない。
②道州制の理念・目的	・地方への税財源、権限・人間の「３げん」を確実に委譲する分権改革の手法のひとつとして「道州制」を位置づけるべきである。 ・基礎自治体の主体性や経営自由度を縛ってしまっている都道府県を解体ないしは「空洞化」した結果としての道州政府であるべきであり、都道府県合併ではない。 ・国民の日々の暮らしや仕事のうち政治行政にかかわりがある際には基礎自治体で用事がすべて済むような「基礎自治体中心」の行政体制を構築する。国家としてなすべきことは今以上に中央政府にがんばってもらう。 ・基礎自治体と道州、国の役割は、補完性の原理や近接性の原則に忠実に従うべきである。

道州制に関する提案

07.10.15　堺屋　太一

１.現状についての問題意識

（１）　日本は明治以来、近代工業国家を目指して諸政策を採ってきた。

その中で、

（ａ）日本は人口が多く、ますます多くなる。

（ｂ）国土は狭く土地は足りない。ますます足りなくなる。

（ｃ）経済は成長する。

（ｄ）島国の日本では貿易以外に国際競争はない。

の４つが全政策の前提であった。しかし、今はすべてが逆転している。

このため、国は７つのユニバーサル・サービスを全可住域に強制している。

今やすべての前提はくつがえり、国が一律の規格基準を強制すべきではない。

（７つのユニバーサル・サービス　道路、教育、電力、郵便、新聞、治安、行政登録を指す）

（２）　特に戦後は規格大量生産型の近代工業社会を作るために、東京一極集中政策を採った。すなわち、

① 経済産業の中枢機能、②情報発信機能、③文化創造活動の３つは東京にのみ集中させる政策である。ところが、今や人類文明は多様な知価社会、地方分権が進んでいる。1980 年以来、経済文化に占める首都圏の全国比重が高まっているのは日本だけである。強引な東京一極集中政策を止めなければ、日本はますます貧困化し、不愉快な国になるだろう。

（３）　世界は知価社会に向かい、国家は急速に希薄化している。日本だけがこれに逆行、官僚の強面主義が強化されている。このため、医師不足から住宅建築の停滞まで多くの不都合が発している。また、国家公務員が地域の些事に熱中しているため、国家の責務たる外交、対外経済、国家的プロジェクト等の問題が疎かになっている。

（４）　多くの支出が国という遠いところで使われているため、公費を自分のお金と考える者がいない。そのため膨大な無駄使いが無意識に行われている。

一方、自治体は国の決めることを実行するだけで自ら考える姿勢を失ってしまった。このため、国民は政治への関心は薄く、自助と自治の精神を失ってしまった。

（５）　バブル崩壊以来、日本は経済、外交、文化、体育、学術芸術、情報発信等あらゆる点で国際的地位が低下している。このため、若い人々の間には「日本はダメな国」という感覚が広まり、国民の志気は低下している。人心の一新が必要である。

２.道州制の理念と目的

① 規格大量生産型にできた国の規制や拘束を排除し、人類文明の流れである多様な知価社会にふさわしい日本を創る。

② 基礎自治体を基盤とし、道州を調整者とする体制を確立することで、政治と行政をより身近な監視し易いものとする。

③ 地方別の特色を活かした政治行政を確立することで、各道州間の善政競争を促し、全国一律主義の無駄をなくする。

④ 各地方が情報発信や特色ある文化の振興を行うことで、全国各地の声が通るようにする。これによって、地方にも若者や知価創造者が活動できるようになる。

⑤ 国有公共施設を時価で道州に買い取らせることで、公共投資で先行した東京等と出遅れた地方との公正を取り戻す（いわゆる「過去からの補助金」の全国民への還元）。

⑥ 国および地方の制度を一新することで人心一新を図る。

３.道州制の概要

（１）　国家の機能を限定し、各地方がそれぞれの実情と希望にあった経済、文化、社会政策を行うようにする。

道州制の採用の前に、国家政府の機能を防衛、外交、通貨、国家プロジェクトなど、前出７項に限定する改革が必要である。これをなくせば、道州が国の出先機関となる逆行にもなりかねない。（廃藩置県の前に幕府を廃止する）

一部には、道州のできるところから府県が合併して道州を作ればよい、という意見もあるが、まず国の機能を限定、道州制を採らない地方では府県を道州に昇格し

て思い役割を課させることになる。

（２）　自治の基本は、基礎自治体（市区町村）である。従って市区町村住民がすべてを決めるのであって、市区町村の規模や数を国が指揮すべきではない。市区町村は非常に大きな役割を担うので、それにふさわしい能力が必要である。このことを法施行前に５年ほどかけて丁寧に説明して回る必要がある（裁判官制度の場合と同じ）。

（３）　税収は、国３、道州３、市区町村４を目途に税源配分し、その徴収は社会保険等を含めて、道州の公金徴収事務所に一元化する。

（４）　各道州は、①市区町村間の調整、②市区町村から付与された広域行政、③道州相互の調整、④地方の広域的振興、⑤国の責務となる７項目についての注文および地方実施への協力、の５項目を行う機関である。

（５）　道州の首長は公選とする。道州は、自ら決定した定数の州道議会を持つ。国は定められた権限の中で法律および政令を設けるが、その施行に関する細則（現在の省令以下）は、道州または市区町村条例に委ねるものとする(現在、国家官僚の独断で様々な問題が生じているのを防止する)。

（６）　道州は、地方の経済・文化の振興に努める（地域住民サービスは主として市区町村の仕事であり、道州は振興と誇りと夢を創る方を担当する)。

道州は、（４）の事項のほか次の事業を行う。　①治安警察　②産業経済の振興　③州立大学などの高等な教育・医療および研究　④文化芸術の振興　⑤全国に対する情報発信機能の育成　⑥広域公共事業　⑦中小規模の災害対策

（７）　道州間の調整は、道州間調整会議で行う。このために、一定の税項目（総税収の10%程度）を道州調整基金に繰り入れる（国は、この会議のアドバイザーとして出席する)。

（８）　各道州は、その区域内にある国有財産（但し、国の責務となる７項目に関連する

施設（例えば防衛省施設）を除く）を国から時価によって買い取る（国鉄からＪＲへの移転と同じ）。このことによって、公共事業で先行した都市部の有利性を解消、各道州が公正なスタートラインに就くことになる。

恐らく国有財産売却総額は数百兆円になるだろう。この分は、国債を道州が引き取る格好になる。残余の国債は国が持つことになる。

道州制に関する提案について

（注）ここでは、都道府県を単に県という。また、用語として道州制を用いず、州制度、州体制を使用した。

氏名	山東良文
①現状についての問題意識	**1　グローバリゼーションの進行と政治行政体制の劣化** 世界の変化に柔軟に対応できる、新しい政治行政の体制が必要。体制は硬直化し劣化している。明治以来の西欧への追付きを目指した中央集権体制は、もはやその役割を終えた。 **2　国際戦略に強い中央政府・世界から注目される質の高い日本社会を目標に** 総理が、内政面からある程度解放され、悠々と国際戦略に専念できる体制を、国民は切望している。また、将来、日本の経済的地位が下がる場合にも、なお、隣国や世界の人々が憧れる質の高い魅力的な日本をつくることがこれからの目標。 **3　国・地方二つの側面での体制劣化と対応の急務** 中央集権体制下の、国・県・市町村という体制の劣化は、特に、次の二つの側面に見ることができる。 ①　国の中央集権、各省割拠の体制 ②　基礎自治体の自立遠い状態、指定都市に象徴される県市二重構造の無駄
②　道州制の理念、目的	**1　創州分権－人々の能力解放と一国並みの豊かな地域の創造** （１）九州、近畿、東北等の地域を基盤にした、新しい地域政府、州を創設する。州創設によって、それぞれの地域の人々が自分の能力を存分に発揮して、産業を興し、教育を見直し、社会福祉の確保に努め、一国並みの豊かな社会をつくる。 州は、政策立案立法の権能と独自の財政力を持った、新しい政治政策主体である。州は全く新しい主体として新設され、国の権限分割の受け皿となる。州は過去のしがらみを持たない。 （備考）道州は県の合併という固定観念からの脱却が必要。州の創設には、県の合併を必要としない。県の合併は別個の問題である。県の合併は大変な混乱。州創設にこういう混乱は無意味である。（※1、2） （２）他方、日常生活に身近な地方自治にとって、基礎自治体(市町村)の自立は基本である。「八州分権体制」と「基礎自治体の自立」は、新しい分権型国家の基本像である。（八州の八の数字にこだわらない） **2　州の創設は、国と県の合作** 州創設にあたっては、各省および自治体から職員を出向させ、合作で混成の組織を作る。 国の職員は政策立案、立法に習熟してきたし、また県の職員は的確な実施運営能力を発揮してきた。この両者を州を舞台に結合させることの意味は大きい。 **3　日本独自の特色を示す州形成過渡期の国会機能** 単一国家の州への分権、連邦制とは逆方向の州形成である。州の独自性という点では、限りなく連邦制の州に近づくが、究極、日本という共通の基盤から離れられない。中央と州の、統合と分立のバランスが重要。

国の権限の州への移譲段階である州形成過渡期(10年～15年と想定)には、独自の州議会を設けず、国会が議会権能を掌握する。州出身国会議員に、州事項に関し議決権能の優越を与える。過渡期間を経過し、一応州政を経験した後に、独自の州議会の設置を決定する。

4　中央と州の役割分担と協調補完関係

中央は国家の統治・州は社会づくり人づくりの理念の下に、中央は外交、防衛、法秩序、通貨等、国家統治に関する事項を司り、教育、社会福祉、産業、環境、社会資本等の内政分野は、全国的な共通事項を除き、政策の策定及び実施運営を国から州に移管する。

中央と州は補完関係にある。中央の画一政策の生み出すギャップを、州が補正し、政策の隙間を埋める。

5　共通人事システムで各省割拠の再現排除と官僚気質の変化

職員は新しい人事制度に基づく中央・各州を通じた共通の採用、異動のルールの下で、中央、各州間を渉り歩く。開放性を重視し、中央･各州間の新しい割拠意識の発生を排除する。

州の創設が新しい官僚気質を生む。官による政策の独占は、州の出現を契機に変わる。州体制では、官僚が市中に出て、各界や市民の発想を求めて歩く。

6　州首長の個性が州を創る。州は社会を変える環境を作る。

（１）州首長は公選による。任期六年、一期限り、再選のための右顧左べんを必要としない。首長は政党に所属せず、政治的に中立である。

荒廃した社会の治療は、州首長と州の出番である。九州の福沢諭吉、近畿の松下幸之助、東北の新渡戸稲造―時代は変っても、時代時代の州と日本が求める人物が選ばれてこよう。

（２）国会に深刻な亀裂が生じ、内乱状態に陥るような事態に、州首長の政治的中立性は、国民に大きな精神的安定要素となるだろう。

7　州財政は、裁量に左右されない財源の確保と、自由な支出権限の保障

州に対する財源付与の方式は、例えば、国税収入(特定税目)の一定割合の額を、法律に基づき、州全体の財源として確保し、その州別配分については、人口比を基礎に、面積、気象条件、離島間距離等で若干の補正を加味して法定する等、自由裁量の余地のない簡明直截なルールとして律することを大原則と考えた。

（備考）日本という共通の基盤を持つ州体制として、州レベルでの財源の平等を原則とし、補完的な税制以外、ここでは州に原則的な課税権は認めない立場をとった。従って州の課税権に基づく州間の税収格差は発生しない。
これは、今後の比較検討の一つの素材である。

8　憲法改正

州制度は憲法に明定する。州の設置、首長公選、一つの州に適用する法律の制定と当該州出身国会議員の議決権の優越等、憲法改正により憲法上の位置づけを明確にする。

9　実現へのプロセス―州の前座機構の設置

州首長公選までの約 4~5 年程度を州の前段階として、この間に州制度創設への準備を行う。即ち、①地域(将来の州)の発展計画の策定と、実現のための政策及び立法、予算の検討、②州制度関係法令(憲法改正を含む)の準備及び州首長公選の準備である。

このため次の機関を設置する。

ｉブロック地域機構として、内閣に、各ブロック地域を単位に、①「ブロック地域圏会議」(例えば「九州会議」－担当大臣、県知事、指定都市その他若干の基礎自治体の長で構成) を設置、及び ②「ブロック地域圏政策庁」または「委員会」(例えば「九州政策庁」) を設置する。事務所は現地に置く。各省、自治体、民間から職員を出向させ、国・地域合作の合同混成組織をつくる。

ⅱ州制度検討機関の設置。州制度の基本事項をあらゆる角度から検討。

(備考) 州の前段階の 4～5 年が、政治情勢等で多少延びても、ブロック地域機構は、地域圏を基盤に、各省政策を現地に即して総合化する点で利点多く、将来の州形成につなげる点で支障はない。

ブロック地域機構から州へ

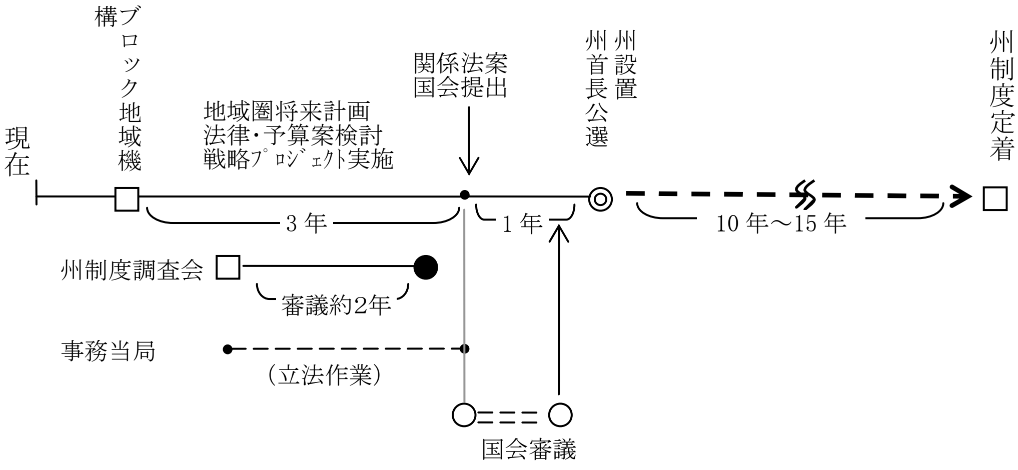

【補足１】

山東良文

◇州体制はどんな可能性をもたらすか

１　明治以来の中央集権体制からの完全な脱却。人々の能力が解放され、日本再生の原動力となる。新しい可能性を追求する気風がみなぎるだろう。州間競争がダイナミズムを生む。

２　州体制は政治行政の編成替えであり、版図の分割であるから、各界に、事業所の立地転換を伴う経営形態の組み換えが、全国的に起る。社会経済の長期発展の土壌をつくる。
　内外の企業の誘致、研究開発、産学連携、雇用の促進、農業の見直し等の産業面の振興とともに、教育、文化、医療、子育て、高齢者福祉、居住、環境、土地利用、社会資本等、州を単位に新しい社会全体の設計に挑むことになる。

３　州創設は「国際戦略に強い中央政府」確立の契機となる。また、市民レベルでのアジア等各地域との交流が、州の応援を得て、活発になり、主権国家間の外交関係とは別に、これら地域との社会的連帯を深める。

４　州体制は、東京一極集中と地方の衰退から、日本を救う。州都は、「複数の中央」として、気鋭の士を惹きつける。人口･人材の地方還流が徐々に始まる。
ライフステージに応じての住み替え等、州体制は、地域間の人口還流機構を形成し、日本全体の空間構造の再編成をもたらす。将来の州都の位置は、州民が決める。州都、副州都その他、州内の都市の体系的整備は、人々を豊かにする。

５　大災害その他、長い歴史の中で起り得るあらゆる非常事態に際して、日本列島どこを分断されても、対応できる分節体制をつくる。

６　州首長の個性が、社会を変える。九州の福沢諭吉、近畿の松下幸之助、東北の新渡戸稲造、時代時代の州と日本が求める人物が選ばれよう。グローバル化の中で、閉鎖的な同族的ムラ社会が駆逐される。州の自由な創造的雰囲気の中で、ＮＰＯ等の非営利民間組織の活動も飛躍的に広がる。

７ 国・県・市町村間の重層構造の徹底的な合理化が進む。

【補足 2】

山東良文

道州制に関する提案　補足説明

（注）ここでは、都道府県を単に県という。
また、最近、道州制を県の合併を前提として用いられることが多くなったので、ここでは、より普遍的な概念として、州制度、州体制を使用した。

Ⅰ］　現状についての問題意識

１　グローバリゼーションへの対応と政治行政体制の劣化

世界の変化に柔軟に対応できる、活動力に富んだ新しい政治行政の体制が必要。体制は硬直化し劣化している。明治以来の西欧への追付きを目指した中央集権体制は、もはやその役割を終えた。

現在、世界各国の間を国境を越えて拡大する交易、資本の流れ、労働力の移動が、グローバルな社会的環境の急激な変化をもたらしている。いま、将来に向って世界の中の日本の座標を確かめるべき重要な時期にある。

２　国際戦略に強い中央政府・世界から注目される質の高い日本社会

総理が、内政面からある程度解放され、悠々と国際戦略に専念して、国際紛争の未然の防止に努めることのできる体制を、国民は切望している。

また、将来、経済規模からみれば、アジアにおける日本の相対的地位の低下はやむを得ないが、隣国や世界の人々にとって、そこで住みたい、働きたいと思うような、豊かな経済と社会的文化的水準の高い、魅力的な日本をつくることが、これからの目標となることが適当である。いわゆるソフトパワーである。

３　国・地方二つの側面での体制劣化と回復の急務

中央集権体制下の、国・県・市町村という体制の劣化は、特に、次の二つの側面に見ることができる。

（１）国の中央集権、各省割拠の体制

国政をもっと国民に近づける必要がある。政策への対応には、中央はあまりに遠い存在で、事態への反応が鈍く、迅速さを欠き、政策内容が的を射ない。国政を地域へ分割される必要がある。

また現在の硬直した各省割拠の体制が、政策の総合化を拒む。各省政策は、地域を舞台に総合化される必要がある。

（２）基礎自治体の自立遠い状態、県市二重構造の無駄

基礎自治体の自立が地方自治の要。県は権限人材財政面から支援。自治体再編必要。
指定都市に象徴される県市二重構造の矛盾。

Ⅱ］　道州制の理念、目的と制度の要点

１　創州分権‐人々の能力解放と一国並みの豊かな地域の創造

国民に身近かな新しい地域政府の実現が必要

体制の劣化を克服し、国民がその能力とエネルギーを十分に発揮して、豊かな社会を築くためには、「州制度の創設」を軸とする、国・県・市町村の全体系の組替えが必要である。

九州、近畿、東北等の地域を基盤に、国政機能の分割により州制度を創設し、および人々の生活に身近な基礎自治体の自立を図ることが必要である。この過程で、中央政府の改組再編成と地方自治体の再編成が進行する。

（１）九州、近畿、東北等の地域を基盤にした、新しい地域政府、州を創設する。州は、政策立案立法の権能と独自の財政力を持った、新しい政治政策主体である。

①州創設によって、九州も近畿も東北も、それぞれの地域の人々が自分の能力を存分に発揮して、産業を興し、教育を見直し、社会福祉の確保に努め、一国並みの豊かな社会をつくる。州は、タブーなく大きな問題に取り組む。各州が改革と繁栄を競う。

②中央集権体制に代わる分権置州である。

国は州に国政機能を段階的に分割する。州は全く新しい主体として新設され、国の権限分割の受け皿となる。州は過去のしがらみを持たない、国や県の如何なる組織の延長でもない、

（備考）道州は県の合併という固定観念からの脱却が必要。

州の創設には、県の合併を必要としない。県の合併は別個の問題である。県の合併は大変な混乱。州創設にこういう混乱は無意味である。（※1、2）

③20年後、30年後のアジアにおける日本の地位を考え、ますます広がるグローバリゼーションの荒波を考えると、現在の国・県・市町村という体制全体の劣化が、もはや放置できない状況にあり、非能率で無駄の多い古い体制を解体、内外の変化に敏感に、柔軟、機動的に対応できるような体制を構築することが急務である。

（２）他方、人々の生活に身近な地方自治にとって、基礎自治体(市町村)の自立は不可欠である。

自治体再編　基礎自治体が県の補完なしに自立するのが理想。

市民に身近な基礎自治体(市町村)の自立は、地方自治の基本である。現状は、自立できる状態から程遠い。県は、管下の市町村に業務・権限･人材を移譲し、その自立を支援する。

（備考）単独で自立できない市町村は、連合で自治圏を形成できる。

基礎自治体が自立すれば、県の仕事は小さくなる。自治体再編後の県はそれに応じて簡素な組織になる。簡県である。ただし、職員は、適材適所で、州または基礎自治体へも、10 年～15 年の期間に、逐次移動する。

（３）「八州分権体制」と「基礎自治体の自立」は、新しい分権型国家の基本像である。
（八州の八の数字にこだわらない）

２　州の創設は、国と県の合作

州創設にあたっては、各省および自治体から職員を出向させ、合作で混成の組織を作る。重要な経営資源である人材を出し合っての、州の合作である。

国と県の人事面の協力により、国の政策立案機能と県の実施運営機能が、州を舞台に結合する。いわば、州は、人事面での国、県の合作である。

国の職員は政策立案、立法に習熟してきたし、また県の職員は的確な実施運営能力を発揮してきた。この両者を州を舞台に結合させることは、今までにない一つの大きな意味がある。

３　日本型の州制度、特色を示す州形成過渡期の国会機能

単一国家の州への分権である。連邦制とは逆方向の州形成である。
州の独自性という点では、限りなく連邦制の州に近づくが、究極、日本という共通の基盤から離れられない。中央と州の、統合と分立のバランスが重要。

国の権限の州への移譲段階である州形成過渡期（10年～15年と想定）が特に重要である。この時期、独自の州議会を設けず、国会が議会権能を掌握する。
州出身国会議員に、州事項に関し優越した議決権能を付与し、立法ごとに、国会が、中央と州の権限配分のバランスをとる。
過渡期間を経過し、一応州政を経験した段階で、中央・州のよきバランス関係を念頭に、独自の州議会の設置を決定する。

（明治維新）　廃藩統一・統一置県（出先）
（今回）　分権（分邦）置州・簡県強市

４　中央と州の役割分担と協調補完関係

中央は国家の統治・州は社会づくり人づくりの理念の下に、中央は外交、防衛、法秩序、通貨等、国家統治に関する事項を司り、教育、社会福祉、産業、環境、社会資本等の内政分野は、全国的な共通事項を除き、政策の策定及び実施運営を州に移管する。

（備考）中央と州の関係が、法律制定時に、条項毎に次の三つの準拠条項として決定される。国会の重要な、中央・州間の調整事項である。これを積み重ねながら、時代の推移とともに、次第に比重は州へ移るだろう。

（ｉ）絶対条項――全国一律・州の修正は認めない

（ⅱ）最低条項――最低遵守条項を越える部分で、州の部分修正、上乗せ修正が認められる

（ⅲ）一般条項（選択条項）――全面的に、採用、不採用または修正新規立法が、州の選択として認められる。

なお、上記の修正または新規州立法は、州形成過渡期では、「一つの州に適用する法律」の制定となる。

中央と州は補完関係にある。中央の画一政策の生み出すギャップを、州が補正し、政策の隙間を埋める。　最近世の中を騒がせるワーキングプアの問題でも、医師不足や僻地医療の荒廃の問題でも、また教育格差、公私立の格差の問題でも、中央のマクロの政策を、州が補わねばならない場合が多い。

5　中央・州の職員に共通人事システムで、各省割拠の再現排除と官僚気質の変化

人事は適材適所でいく。各省割拠体制は崩れる。新しい公務員制度の下、中央・各州を通じた共通の採用、異動のルールを設定、職員は共通の人事制度の下に、中央、各州間を渉り歩く。開放性を重視し、中央･各州間の新しい割拠意識の発生を排除する。

組織への帰属意識を払拭した開放性が、新しい官僚気質を生む。

仕事のやり方も変わる。市民の中へ飛び出して、政策の種を求める。政策は市民との協働の話の中から生まれる。NPOの活動が政府から重視される。

州ができて、官僚気質は一新する。官による政策の独占は、州の出現を契機に変わる。官は公共の唯一の担い手であったかに見えたが、公共はもっと巾広い仕組みで、運営されることになる。公共を担う色々のシステムが作られよう。

有能な人材を繋ぎ止めることのできない州は、衰退する。

6　州首長の個性が州を創る。州は社会を変える環境を作る。

（1）州首長は公選による。任期六年、一期限り、再選のための右顧左べん（右向いたり左向いたり）を必要としない。

首長は政党に所属せず、政治的に中立である。

荒廃した社会の治療は、州首長と州の出番である。九州の福沢諭吉、近畿の松下幸之助、東北の新渡戸稲造―時代は変っても、時代時代の州と日本が求める人物が選ばれてこよう。

教育の回復は、全国一律、国の指導でというわけにはいかない。

人間性の尊重、社会秩序と公徳心の回復や、異物排除の同族的ムラ社会からの開放には、州首長と州世論の力が果たす役割は大きいだろう。州首長には、通常の行政執行では望むことのできない、個性的人格の影響力に期待がかかる。

ＮＰＯ等の非営利民間組織の活動が飛躍的に広がる。

（2）国会に深刻な亀裂が生じ、内乱状態に陥るような事態に、州首長の政治的中立性は、国民に大きな精神的安定要素となるだろう。

７　州財政は、他からの裁量に左右されない確実な財源と、州の自由な支出権限の保障が基本である。

州に対する財源付与の方式は、例えば、国税収入（特定税目）の一定割合の額を、法律に基づき、州全体の財源として確保し、その州別配分については、人口比を基礎に、面積、気象条件、離島間距離等で若干の補正を加味して法定する等、自由裁量の余地のない簡明直截なルールとして律することを大原則と考えた。

（備考）連邦における州と異なり、日本という共通の基盤を根に持つ、国政の地域分割による州として、補完的な税制以外、ここでは州に原則的な課税権は認めない立場をとった。（従って州の課税権に基づく州間の税収格差は発生しない。）

課税権および州への財源配分については、中央と州との間、また各州間で最も先鋭化が予想される。（これは、州制度の基本問題の検討機関が設置される場合、そこでの重要な検討事項となろう。）

８　憲法改正

州制度は憲法に明定する

州の設置、首長公選、一つの州に適用する法律の制定と当該州出身国会議員の議決権の優越等、憲法改正により憲法上の位置づけを明確にする。

【補足 3】

山東良文

◇県の合併反対の多い理由メモ

（※１）

（１） 県の合併そのものへの、県知事，県議の抵抗。

（２） 利害関係者や心情的な住民の反対が出る。

（３） しきたりの違う組織の合併の混乱が続く。やり方の違う事務業務の統合、人事の調整。（民間企業合併の比ではない）

（４） 指定都市との二重構造、つまり二重の議会、議員、二重の投資、職員の見えない重複、その矛盾を、そのまま州へ持ち込むことの問題。

（５） 説得できる合理的な根拠が弱い。合併後の実像が見えない。（なぜ県を合併までさせなければならないのか。自治体の問題でなく、国政の問題でないのかなど）

（６） 州内一極集中を阻止するため、簡素化しながらも、県の存続、県庁所在市の維持が必要である。

基礎自治体の拡充、繁栄と連動した、県庁所在市の新しい発展の方向を探索する必要がある。基礎自治体の地域経営や企業振興への情報サービスの提供、民間を含めた形でのコンサルタント業務の展開その他、社会・文化・生活情報のコンプレックスした、県域における拠点として、育成される必要があるだろう。

（７） 各県が抱える債務の違い。

（※２） 県は、基礎自治体の自立のため、これに権限を移譲し、その機能は縮小する。しかし、単独では自立できない市町村の行政を補完するため、なお、相当期間、県は、組織を簡素化（簡県）しながらも、存続する。（置州簡県）

道州制に関するご提案について

ご氏名	高　橋　はるみ
①現状についての問題意識	◯中央集権型社会の限界 　明治からこのかた、日本は中央集権型の仕組みをつくることによって、欧米の技術や制度を、国を中心として取り入れ、それを法令や通達、補助金などにより日本全国津々浦々まで行き渡らせることにより、日本全体の生活水準を効率的に高めることに成功してきた。 　しかし、ナショナルミニマムの達成が一定程度行われ、社会の成熟化、多様化が進むにつれ、欧米の仕組みの輸入や国による課題解決を期待するだけでは国民の満足度を高めることが困難になってきた。また、全国一律の仕組みでは、多様な個性を持つ日本の各地が地域の潜在力を活かすことも容易ではない。 　今後は、国任せにせず、住民それぞれが、自分たちの抱える課題や目標に向かって、知恵を絞り、みんなで議論して取り組んでいかなければ、課題の解決も地域の活性化もできない時代になってきている。 ◯コミュニティの機能低下 　我が国が近代化を進め、経済発展を成し遂げる中で、農山漁村から都市部への大幅な人口移動が進み、地域のコミュニティによる支え合いや協力などの機能が損なわれてきている。

ご氏名	高　橋　はるみ
②道州制の理念・目的	○人口減少・少子高齢化を乗り切るための道州制 　我が国では、急速な人口減少・少子高齢化の進行や、国や地方の財政状況の危機的な状況などの深刻な課題に直面している。このような状況を乗り切って、活力があり、安心・安全な暮らしを保障していくためには、地域の課題解決や地域活性化を国任せにするのではなく、一人ひとりの個人が、そして、共に力を合わせた住民が、さらには地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する地域主権型社会を構築する必要がある。 ○地域の元気を生み出す道州制 　自ら考え行動する人たちが多い地域には元気が生まれ、やる気と元気があるところには創意工夫とチャレンジが生まれる。そして、失敗を恐れずチャレンジするところに成功が生まれ、それが、地域を元気にし、日本を豊かにしていく。 　そのような多様で元気な地域主権型社会を創り上げるための自治の場を実現する仕組みが道州制。 ○補完性の原理に基づく道州制の考え方 　道州制の基本的な考え方は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組が行われるようにすること。したがって、個人でできることは個人で行い、個人でできないことを家族や友人が行う、家族や友人でできないことを地域社会や民間活動が行う、地域社会や民間活動ではできないことがあって初めて行政が補完する。さらに、行政においても、住民に最も身近な基礎自治体である市町村がまず行い、市町村でもできないことは広域自治体の道州が行う、道州制でも対応できないことを国が行うという「補完性の原理」に基づく考え方が道州制の基本的な考え方。

道州制に関するご提案について

氏名	松下電器産業株式会社　中村　邦夫
①現状についての問題意識	○ わが国を取り巻く内外の環境が大きく変化しており、わが国の経済成長、安心・安全で豊かな国民生活の基盤が揺らいでいる ・企業間のみならず、文化や教育等においてもグローバル競争が激化しており、国際競争力の強化が求められる ・人口減少時代に突入し、少子高齢化も進展している ・東京など主要都市圏に日本の人口の約半数が住み、富や情報が集中する一方で、地方では過疎化が進み疲弊感が漂う ・国・地方を合わせ700兆円超の債務を抱えているが、国・地方ともに財政調整能力及び当事者意識が欠如している ○ こうした状況をどのように打破するかは、企業・行政・住民を含めた国民的課題であり、従来の国の仕組みを見直さなければならず、そのひとつの究極の形が道州制と考える ○ 企業としても、地域に根ざした産業の育成、雇用の増大などを通じて地域活性化を図り、経済の活力増大に向けた貢献が必要と考える
②道州制の理念・目的	[理念] ○ 道州制は、地方分権改革や国・地方を通じた行財政改革などを実現する「究極の構造改革」である ・官と民、国と地方の役割分担を明確にし、国の役割を必要最小限のものに限定したうえで、内政上の役割の多くは地方に委ねる ・道州は「地域経営」の視点をもち、自立的かつ住民に身近な地域経営・行政を推進することで、広域経済圏を確立し、地域の魅力を高める [目的] ○ わが国経済の持続的成長と国民生活の向上を実現する 1. グローバルな視点による地域経営の実践を通じた広域経済圏の確立 2. 地域における行政サービスの質的向上 3. 国・地方を通じた行財政改革の実現 4. 統治機構の見直しを通じた政策立案・遂行能力の向上

以　上

道州制に関するご提案について

ご氏名	長谷川　幸洋
①現状についての問題意識	東京を中心に大都市圏が繁栄を謳歌する一方で、多くの地方は疲弊している。大都市においても、フリーターのような生活の不安定な若者が増え、勝ち組と負け組の二極化が進んでいる。 根本的な原因は、霞が関を中核にした中央集権体制・官僚制資本主義にある。地方は「とにかく地方交付税をくれ」というように、霞が関に依存し、自分の頭と力で自立していく気概が失われている。地方が繁栄すれば、若者も東京でフリーターをする必要はなくなる。
②道州制の理念・目的	霞が関を中心とした中央集権体制を壊し、地方の自立・繁栄を促す基盤をつくる。それが道州制の目的である。 全国一律のルールは最小限にして、道州が独自にルールを決められるようにする。道州をいくつ作るか、という新しい入れ物作りが目的ではない。中身は中央＝霞が関が独占してきた税源と権限の地方への委譲である。 国民の間には「いくつの道州になるのか」というような「道州制＝入れ物論」という誤解がある。そこから無用の混乱や反発も起きる。 たとえば「主権型道州制」「道州主権制」というように、入れ物ではなく、中身がこれまでの都道府県制とは全く異なることを明示したキャッチフレーズを考えるべき。 国の債務も道州に一部、移転する。それによって、財政再建も可能になる。そう考えれば、財政再建も道州制の目的の一

	つに掲げてもよい（国民に道州制の意義と大変さが分かりやすくなる）。 　地方や国民に広がった「あなた任せ」「国任せ」の体質を変える契機にする。「自分のことは自分で」「地域のことは地域で」といった自立心を促す起爆剤にする。 　強大な霞が関の解体・変革＋地方自立＋国の借金返済の３点セットを道州制によって達成する。

道州制に関するご提案について

氏名	宮島　香澄
①現状についての問題意識	＊首都圏集中の弊害と中央集権の弊害が顕著 ＊二重行政による非効率 ＊地域間格差（経済力だけでなく、国に依存するか強く自立に向かうかの意識面での格差も） ＊駅前、町づくりなど、地域の独自性が失われていく印象。 ＊自治に対する住民の関心・自分たちの手で地域行政を進める意識の薄さ（若年層など） ＊地方分権が、福祉切り捨てにつながるのではないかという国民の不安。
②道州制の理念・目的	＊国の形を変える明治以来の大改革・中央集権から地域主権への移行 ＊地域に活力をもたらし、豊かにする構造改革。 ＊広域で対策が必要な課題への効率的な対処 ＊地域・日本全体の国際競争力アップ。 ＊各地が独自性・多様性を開花させ、若者や海外の人も惹きつける魅力ある都市や地域に。 （目的、にはそぐわないかもしれませんが） ＊国民がナショナルミニマムを確認し、格差拡大・福祉縮小にならない地域主導行政を。 ＊財源や人事なども総合的に責任と権限を持った地方自治。二重行政の解消。

道州制に関するご提案について

氏　　名	北海道経済連合会　南山　英雄
①現状についての問題意識	○日本は政治的にも経済的にも更には社会的にも成熟社会の段階に入ってから既に相当の年月が経過しており、百数十年に亘る強度の中央集権制度は歴史的役割を終え、現状では国、特に地方の活力を抑制する弊害が目立ってきている。 ○一方、経済のグローバル化はＩＴ革命により更に進展する可能性を有しており、国内外市場での企業間競争の激化に加えて、地域の総合力を基礎とした地域間競争にも拍車がかかっている。地域が強みを活かした戦略的地域経営を行なう事ができなければ、国内に限ってみても地域間の格差は一層拡大する懸念がある。 ○これらの格差を是正すると共に、あるまとまりを持った地域が自らの創意と工夫に基づき、地域の実状と特性に応じた諸施策をとる事の出来る行政、財政のシステム、つまりは「国家のあり方」を確立することが日本全体の今後の発展存続のために不可欠である。

②道州制の理念・目的	道州制の理念・目的は、国の財政問題などの課題を糊塗するためのものではなく、今後の世界の中で日本全体の発展存続を目指していくために国家の在り方を変えていくところにある。具体的には、夫々の道州が自らの創意と工夫に基づき、地域の実状と特性に応じた諸施策をとることができる行政・財政のシステムを確立し、中央集権型ではない新しい国の形を作ることである。 そして、国と地方の統治のシステムの抜本的な改革につながる道州制導入に当たっては、補完性の原理に基づき、国と地方の役割分担を明確にし、税財源の配分、或いは道州間の財政調整制度といった制度設計について今後も議論を重ねていく必要がある。一方、その議論においては、どのようなシステム（仕組み）もそれだけでは完全なものはなく、影の部分が発生するものであり、つまりは道州間の自由競争で総ての問題が解決する訳ではないという視点が必要である。自由競争万能に陥ることなく、併せて長い期間を経た中央集権・中央集中の結果生じた歪みを是正するという観点も加えて、具体的な制度設計においては細心の注意を払い、知恵を絞っていくことが重要である。

道州制に関するご提案について

氏名	丸森仲吾
①現状についての問題意識	地域は多様な問題を抱えている。 地方分権改革法が都道府県から市町村への権限委譲をうたっているように、地域づくりの主権は住民に最も近い市町村が担うべきであり、そのためにも基礎自治体となる市町村に対する税財源と権限の委譲を大前提とした制度設計を行う必要がある。
②道州制の理念･目的	時代に合わなくなった中央集権体制から地方主権へ変革し、東京一極集中や、二重･三重行政などを是正するとともに、税の地域的均衡を図ったうえで、地域の自立･主体性を発揮できる行政システム等を構築し、持続的発展が可能な新しい国づくりを推進する。

道州制に関するご提案について

ご氏名	（社）東北経済連合会会長　幕田圭一
①現状についての問題意識	道州制を含めた地方分権の論議を行うにあたっては，国家百年の大計にも関わる重要なテーマであることに鑑み，次の観点にたち検討を進めていくことが不可欠である。 【地方の自立と格差是正】 東京一極集中や大都市圏における産業集積の偏在が進む中で，とりわけ東北地域は人口の減少問題が深刻化するとともに，社会資本整備等の格差が拡大している。したがって，地方分権に伴う行財政制度の見直しによって，真の地方の自立と格差是正につながるような権限や税財源の大幅な委譲が可能であるかを十分に検討する必要がある。 【基礎自治体の充実・強化】 平成の市町村合併により，基礎自治体が集約され，とくに東北の場合は高齢化や過疎化が進む一方で，市町村あたりの面積が広大となっている。現在の基礎自治体が，地域住民に対する行政サービスの主体としてしっかりと機能を発揮しているかについて，検証・分析が必要である。 【国民への理解浸透と世論喚起】 地方分権は，将来にわたり地域に暮らす人々が真に豊かさを実感できるのかどうかに関わる大きな課題であるが，国民の認知度はけっして高くない。 したがって，道州制や地方分権のビジョンを明らかにするとともに，国民に対してその意義を周知し，コンセンサスを得ていくことが必要である。
②道州制の理念・目的	道州制の理念は，これまでの中央集権による画一的な政策から脱却し，個性豊かで活力に満ちた地方の再生を目指すことであり，そのために，現行の国，都道府県，市町村それぞれの役割・権限・税財政などについて根本から検証・分析・評価を行うことによって，「国と地方の役割の再編」「国の統治機構全体の再構築」「効率的な行財政システムの確立」をはかることが必要であると認識している。 したがって，まずは国の機能を外交，国防などに純化させるべく，組織・機能・権限などを明確にしていくとともに，住民の生活に直結する医療・福祉・教育などを充実させるため，一番身近な基礎自治体である市町村の役割と権限を充実・強化させていくことが肝要である。 その上で，道州制については，国から権限や財源の委譲を受けて，基礎自治体を補完する広域的な地方自治組織の有力な選択肢として，その組織・機能・権限について検討していくべきであると考える。

道州制に関する提案

平成19年10月2日提出

氏名	犬島　伸一郎　（北陸経済連合会副会長）
①現状についての問題意識	・統治機構や政府の在り方は、庶民感覚からは遠く離れた課題であり、国民的な議論になりにくい。 ・多くの国民は、目指すべき国の姿や、日本の将来に漠然とした不安を抱えているのではないか。 ・東京一極集中は続いており、歴然と存在する社会資本の格差も、なかなか解消されない。 ・社会情勢等が変化する中にあって、公的な活動領域の見直しが進められているが、逆に、本来の「公」が果たすべき責務が曖昧になってきているのではないか。 ・法令規律密度の高さが、現場のニーズに即した行政対応や行政システムの効率化を阻害しているのではないか。
②道州制の理念・目的	・国と地方の役割分担の前に、「公」の果たすべき責務や役割を明確にすること。（国家基軸の確立） ・国家としてのアイデンティティを確保した上で、個性と魅力にあふれる地域を創造していくこと。 ・国力の源泉を担っている「地域」の活力を育む行財政システムを再構築すること（国と地方の役割等）

以　上

道州制に関するご提案について

氏　名	川口　文夫（道州制協議会委員／（社）中部経済連合会会長）
①現状についての 問題意識	○中央集権体制の下、国が地方自治体に対して、事務事業の広範にわたり補助金・交付金・規制措置等による関与を続け、地方自治体は自立できない状況が続いている。 ○限られた税財源を有効活用し、住民サービスを向上させるためには一層の行政効率化が望まれるところ、地方分権一括法の施行後も国の地方に対する義務付け・関与は続き、住民から見ると二重行政や権限・責任の不明確さが依然として残っている。 ○地方自治体は本来、その地域に暮らす住民に身近な政治・行政の場であるが、政策決定過程が複雑・不透明で住民意思を反映する余地が少ないため、地域住民は一般に、地方政治・行政に対して関心も参加意欲も乏しい。 ○わが国の資源（人・物・カネ・情報）が、地方から東京一極に集められ、首都圏においては人口過密・危機管理の欠如、地方においては過疎・活力の減退といった問題が顕著になっている。

氏　名	川口　文夫（道州制協議会委員／（社）中部経済連合会会長）
②道州制の理念・目的	○権限と税財源を抜本的に移譲し「地域経営」を実現する。 権限と税財源を国から地方へ抜本的に移譲することにより、住民に近い地方自治体が住民とともに考え､創意と工夫を凝らした「地域経営」を行えるようにする。 先般の三位一体改革が､国の財政再建・行政改革の手段に終わったとの批判もあることから、真の意味で「地方の自立」を成し遂げるという目的を掲げる。 ○各地域が切磋琢磨して成長し、多極の成長センターを創る。 各地域が魅力と活力ある圏域づくりを行う中で､独自の政策とその構想力・実行力を競うことにより､東京のみが成長・肥大化する首都圏一極集中から脱し､わが国に多極の成長センターを創る。 ○行政の透明度を高めて住民参加を容易にする。 国の地方自治体に対する義務付け・関与を排することで､権限と責任が明確になり､地方自治体は住民のニーズに即した行政サービスを提供しやすくなり､住民は意思決定に参加するとともに執行の適正性を監視しやすくなる。 ○（結果として）効率的な行政が実現する。 国は外交・防衛といった国の基本政策を担い､社会資本整備や産業振興などについては道州および基礎自治体が担うなど、役割分担を明確にすることにより､国と地方を通じて効率的な行政を実現する。

以上

道州制に関するご提案について

氏　名	村　上　仁　志
①現状についての問題意識	・関経連は1955年に初めて道州制構想を提唱するなど、都道府県を越える広域的な自治組織のあり方について、長年にわたり提言を重ねてきた。昨今、国において道州制をめぐる動きが活発化しつつあり、これらの動きを高く評価し、歓迎する。 ・強固な中央集権体制を打破する地方分権改革は、地方から行動を起こし改革のうねりをつくる必要があり、道州制についてもその有力な手段として認識している。
②道州制の理念・目的	・分権型の道州制でなければならない。道州制はわが国を分権型社会に変革するための有力な手段であり、分権改革を断行した結果として実現するものでなければならない。 ・地域特性に応じたフレキシブルな道州制でなければならない。道州ごとに独自の地域経営と適切な行政サービスの提供ができるよう、選択肢の多いフレキシブルな制度を全国的に導入すべきである。 ・分権型の道州制が実現すれば、地域や国全体にとって、例えば次のようなメリットが期待できる。 ①多様で個性豊かな分権型国家・社会を実現 ②地域単位での経済・産業競争力の強化 ③地域の自立と住民自治の確立 ④中長期的な行革効果

道州制に関する提案

氏名	篠﨑　由紀子
①現状についての問題意識	日本社会は不況からようやく脱したとはいえ、これまでのような著しい成長は望めない。これからは、成熟しているが人口減少に向かう定常社会の時代を迎える。 明治以来の中央集権体制は、わが国を効率的に発展させたが、その反面、東京一極集中と地方の低迷や疲弊を生んだのは否定できない。 関西を例にとってみる。関西はここ２０年ほどに限ってみても、関西学術文化研究都市、明石大橋、関西国際空港など、大型の社会インフラ整備が行われた。にもかかわらず、関西がかつて持っていた潜在力を充分発揮しているとは言い難い。理由のひとつに関西が一つのブロックとして、総合的な関西の発展政策を打ち出していない事が挙げられる。府県は小規模にすぎず、そうした施策を構想し、立案し、実施していく主体がかけているといわねばならない。国の全国一律の施策では、経済産業面に限らず関西の持つ歴史、文化、社会、自然などの固有の資源を生かし、関西の潜在力を最大限に発揮するには至らない。 関西に限らず全国各地で、地域特性に応じた努力が重ねられているが、府県単位、府県連携の範囲ではグローバルな時代には力不足であることが明らかになってきた。各地方が国の一律の縛りから脱し、自立的にそれぞれの個性を発揮できる地方分権体制とそれを担えるにふさわしい規模の地域経営主体たる道州が必要である。東京だけでなくすべての地方が輝く日本の実現が急務である。

②道州制の理念・目的	中央集権体制から脱却し、真の地方分権社会への移行―新しい国づくり―が道州制の目的である。 わが国の各地域が、それぞれ固有の地域特性を生かし、自立した地域を形成する。住民は地域づくりに主体的にかかわる。基礎自治体は住民に最も近いところで、住民が求める施策を住民と共に考え、暮らしの実態に即した、縦割りでない総合施策を実施し、豊かで幸せな住民の暮らしのベースを築き上げる。 国の役割は日本の舵とりである。グローバル化の中で世界には多種多様な課題が生じている。民族や宗教の対立、紛争が絶えない。地球環境問題、食糧問題も深刻になってくる。国は国際社会の中で、日本の国益を守ると同時に、世界に貢献する仕事に専念する。 国と基礎自治体の間にある事務を担うのが道州である。 基礎自治体の枠では担えない広域の経済振興や環境保全を担う主体が道州である。グローバル競争下の地域の産業経済の振興、そのための広域インフラの整備、加えて地域の自然、歴史、文化の魅力を向上し世界へ発信するなど、広域の地域経営を担う。そのための権限、財源、人材を道州に付与する。 中央政府に依存するのではなく、自分たちで地域を作りあげていくという自立した市民意識に満ちた「新しい日本の公民」を育て、日本中がそれぞれの地方の個性を誇り、輝く、そんな国づくりが道州制の目的である。 繰り返しになるが、府県をただまとめて道州という広域自治体を作ることが道州制の目的ではない。 （１）国を守り、世界に貢献する施策に専念する中央政府 （２）地域の自立を可能にし、住民の豊かなくらしを実現する

	ため、広域ブロックが一体となって魅力を発揮するように地域経営の任にあたる道州 （３）生活に身近な施策を、生活現場で住民と共に考え、総合的に実施する基礎自治体 以上の三層構造の分権国家を実現するのが「道州制」でなければならない。 それは構造改革をはるかに超えた明治維新に近い国家事業であり、まさに「新しい国づくり」である。　以上

道州制に関する提案について

氏　名	福田　督
①現状についての問題意識	・中央集権体制の弊害の顕在化。 ・「道州制」に対して全国的に国民の関心が低いが，特に首都圏住民が無関心。 ・人々が抱いている道州制の定義がまちまちで，議論がかみ合わない。 ・道州制に必要不可欠な「地方分権」に対する国民の理解・関心度合いが低い。 ・住民の「官」依存体質が根強い。（住民自治の精神が希薄） ・全国知事会がまとまっていない。また，導入に積極的といわれる県においても，県庁の部署には温度差がある。
②道州制の理念・目的	・分権の受け皿づくり ・国民の自立心向上（官依存からの脱却） ・地域（地方）の活性化 ・広域経済圏の確立 ・東京を経由しない海外との直接取引・交流 ・財政再建（行政コストの低減），将来の税負担増の低減

道州制に関するご提案について（山下協議会委員）

ご氏名	
①現状についての 問題意識	・東京一極集中が一段と加速する中で、中央と地方の格差は更に拡大しており、我が国全体の活力が削がれる方向となっている。全国各地域の活力を再び引き出し、全国どこでも元気な国づくりを目指すことが急務である。 ・人口減少・高齢化により社会保障関係費の増大や、我が国経済の縮小が懸念される中、国・地方が抱える巨額の財政赤字を削減していくことが喫緊の課題である。そのために行政の効率化、コストダウンを進めることが必要である。 ・全国一律の地域振興ではなく、地域の実情を踏まえた独自の地域づくりに対する要望が高まっている。世界的にも、「問題解決は、まず家族、次いで集落、地方自治体、国というように、身近なところから行う」という「補完性の原則」に従うべきとの考え方が広まってきている。 ・国際的な競争激化の中で、ビジネス等の面で、従来の枠を超えた自由な発想、迅速な行動が可能な環境が不可欠になっているが、国の過剰管理、縦割り行政などがそうした企業行動の妨げになっている。 ・高速道路の整備などにより、人々の行動範囲が大幅に拡大し、現在の広域自治体である都道府県がエリアとして狭すぎるようになってきている。
②道州制の理念・目的	・各地域がそれぞれの特性や資源を生かし、自ら地域の発展方向を描き、主体的に実行してゆける地方分権社会の実現 ・東京一極集中の是正や巨大地震等の自然災害へのリスク分散という意味から、各地方が生き生きと自立した、多様性のある国土を構築 ・生活圏・経済圏の拡大に伴う、広域的な地域戦略の実現 ・国・地方を通じた行財政改革と、地方の行政運営能力の向上

道州制に関するご提案について

ご氏名　芦塚　日出美	
①現状についての問題意識	**1 進む東京一極集中と拡大する地方との格差** わが国では、かつて経験したことのない人口減少社会を迎え、厳しい財政制約の下で東京一極集中と地方の格差が大きな問題となっており、地方の閉塞状況の打開と活性化が強く求められている。 しかし、全国をいくつかのブロックに再編すれば、各ブロックは東京一極に負けない経済規模を持っている。たとえば、九州がひとつになれば、一国並みの経済規模と人口を持ち、海外の国や地域と対等に交流するだけの力を発揮できる。 **2 地方の再生を妨げる中央集権制度** このように九州をはじめ全国の各ブロックは高いポテンシャルをもっているが、国が法令等や国庫支出金の交付を通じて地方に対して広範囲に亘り細かな規制を行っているため、地方の裁量権は限られているうえ、ブロック規模で広域的に実施した方が効果的な政策が都道府県単位で実施されていることなどから、その能力を十分に活かしきれていない。 そこで、全国の都道府県を広域的に再編していくつかの道州とし、そこに産業政策・社会資本整備など内政に関する権限と財源を国から大幅に移譲すれば、地方のことを地方自身で決めることが可能になり、中央集権の縦割行政と画一的な政策によって閉塞状況にある地方を再生し、個性豊かで活力のある地域社会を形成することができる。 **3 国と地方の危機的な財政状況** 国と地方の債務残高が 1,000 兆円を超える厳しい財政状況下では、地方が自由に使える財源は限られている。限られた財源を地方のために有効に使うには、地方のことは地方が決める自己決定システムの構築、すなわち地方分権社会の実現が不可欠である。 一方、国の役割は外交、防衛、通貨管理など主として国家の存立に関わるものに重点化し、こまごまとした内政から解放する。国は国際社会において責任ある役割を果たすなど、国家として必要な問題解決能力を高めるようにする。 このような国と地方の統治機構の抜本的改革につながる道州制の導入は、地方分権を加速し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するとともに、国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築を可能にする。道州制を導入して国、道州、市町村の役割分担を明確にし、それぞれの役割に応じて権限と財源を配分すれば、国と県の二重行政による非効率性を解消できる。また、道州という広域的な視野で公共投資や政策の選択と集中を図ることが可能になり、税金が有効に使われ、国と地方の危機的な財政状況の改善につながる。

②道州制の理念・目的	**1　九州を活性化し、住民の暮らしを豊かにする** 道州制導入の究極の目的は、九州を活性化して人々の暮らしを豊かにすることである。 住民が地域の個性、真の豊かさ、本当の美を求める時代になり、これまで国が企画してきた政策は地方の要求に適合できなくなった。住民は全国一律の行政サービスでは満足のいく豊かさは得られないと感じている。今、住民が行政に求めているのは、地域の文化や歴史、特性に根付いた地域づくり、生活空間づくりであり、このような施策はその地域に暮らす人々や住民に身近な行政でなければできない。国と地方の役割を考えるとき、その役割を地方が担った方が暮らしやすくなるという視点がきわめて重要である。 住民の暮らしの豊かさは、その地域の経済の活性化とも密接に関係する。九州は巨大な中国市場など近隣アジア諸国との連携を重視し、域内の産業連関を強め、取引や資金等の域内循環を高める政策を実施して活性化を図る必要がある。 また、教育、福祉、文化などの分野においても独自性を発揮し、九州の活性化と住民満足度を高める政策を実現しなければならない。そのためには、九州が産業政策・社会資本整備などに関する権限と財源を持ち、九州が一体となり、一国に匹敵する経済圏を形成してスケールメリットを発揮できるシステムを構築する必要があり、道州制の導入が必要である。 **2　中央集権システムを改革する** 現行制度の問題点の多くは、国の中央集権システムが制度疲労を起こしていることに起因する。グローバル化が急速に進み、人々の価値観が非常なスピードで変化していくなかで、激変する国際社会への対応をはじめ、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化・人口減少社会への対応など、新しい時代の諸課題に国は迅速・的確に対応できなくなっている。 このような問題を解決するためには、国をこまごまとした内政から解放してその役割を外交、防衛、通貨管理など主として国家の存立に関わるものに重点化し、国家として必要な問題解決能力を高めるとともに、内政に関する役割の多くは地方に移譲し、地方のことは地方に任せるシステムを構築することが極めて重要である。 国と地方がこのような役割分担を行うには、従来の中央主導の画一的な行政システムを地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替えること、つまり「画一から多様へ」「国から地方へ」という地方分権が不可欠であり、道州制の導入はそのための有効な手法である。

②道州制の理念・目的(続き)	**3　市町村制度と都道府県制度を改革する** 近年、急速なグローバル化に伴って住民や企業の活動圏が拡大するとともに環境問題や少子高齢化・人口減少社会への対応、高速交通基盤整備など、都道府県や市町村の区域を越える広域的な行政課題が増加しており、これらのニーズに自治体単独では対応できなくなっている。現在の都道府県や市町村の区域は、機能・規模の両面で時代に合わなくなり始めている。 このような時代の要請に自治体が的確に対応するためには、市町村はさらに合併を進めて都道府県から権限と財源の移譲を受け、基礎自治体として住民サービスの大部分を担うようにするとともに、都道府県は広域的に再編して「道州」とし、広域自治体としてより専門的、広域的、戦略的な機能を担うことを基本とする新しい地方自治の姿を目指すことが必要である。 **4　国と県の二重行政を解消する** 現行制度の問題点として強く指摘すべきものは国と県の二重行政や許認可などの申請手続きの煩雑さによる行政の非効率性である。 例えば雇用政策では、ハローワークや厚生労働省の複数の外郭団体、県などがそれぞれ職業支援を実施するなど、類似の支援が多く非効率になっている。同じような施策は一本化し窓口を統一して効率性、有効性を高めるべきである。その際、国の役割は国家的見地から行うべきものに重点化し、地域に密着した行政サービスは企画立案から管理執行までを一貫して地方が担うようにすべきである。 このような国と地方の抜本的な役割分担の見直しを実現するためには、道州制の導入が必要である。 **5　国と地方の危機的な財政状況を改善する** 国と地方の債務残高が財投債等を含めて1,000兆円を超える現在の危機的な財政状況下にあっては、国と地方の双方が徹底した歳出削減を断行し、持続可能な財政システムを構築することが焦眉の急である。 そのためには、国の地方への過剰関与、国と地方の二重行政、地方の国への依存体質を改善し、地方が自由と責任に基づいて自立できる効率的な財政システムを構築することが必要である。地方が自由な裁量で新規事業の創出や企業誘致、観光誘致など地域活性化に寄与する政策を実施することができれば、地方の税収増にもつながる。 持続可能な財政システムを構築するには、道州制の導入を通じて現在の国と地方の役割分担と財源配分のあり方を見直し、大幅な税源移譲によって地方自治体の税収と歳出の乖離を縮小し、地方自治体における財政の自己責任を高めることが重要である。同時に地方財政の透明性を確保し、住民のチェック機能の働くシステムを構築することも必要である。

②道州制の理念・目的(続き)	**6　九州が一体となり東アジアの拠点として繁栄する** 　経済のグローバル化の進展により、九州は東アジアの都市・地域との厳しい競争に直面している。九州は一国に匹敵する経済規模と人口を有するなど優れたポテンシャルを持っているが、各種の規制等の存在や海外との交流が各県単位で行われていることなどから、そのポテンシャルを十分に活かすことができていない。 　例えば、九州を企業活動の舞台としてアジア・世界に提供し、アジア諸国の人々にとって「九州に行けば豊かになるチャンスがある」という夢のある地域にするためには、企業誘致促進策としてこれまでにないインセンティブを工夫するほか、各県単位ではなく九州が一体となって魅力あるマーケットを形成し、海外にアピールすることが極めて重要である。 　このように、国の全国一律・画一的な政策によるのではなく、九州のことは九州が決め、独自のLocal to Localの国際交流を展開して九州が東アジアの拠点として繁栄するためには、道州制の導入によって地域の創意工夫を活かすことのできるシステムの構築が必要不可欠である。

ご氏名	太田守明（沖縄県・道州制協議会委員）
①現状についての問題意識	○ 九州・本土から大きく海を隔て、中国や台湾等のアジア諸国との国境に位置する離島からなる地域としては、現状の通関等の規制のため、地域のポテンシャルを活かすことができない。 ○ 現行の中央集権的な国の統制と公務員制度の下では、地域が官民の競争によって公共サービスの維持向上と経費の削減を行うことに限界がある。 ○ 多様な日本社会を築くための教育や文化に関する地域の自己決定権が制約されている。 ○ 道州制の議論の中で、具体的な区割りをきちんと議論しないまま、経済力・人口等の道州の規模のみに着目して制度設計を進めていくと、地域の特性を無視した画一的な制度になりがちである。 ○ 道州制の議論や制度設計にあたっては、地域の地理的、歴史的、文化的諸条件を考慮するとともに、地方自治体や、地域住民の意見を幅広く聴取し、具体的にそれぞれの地域の特性に基づいた、区割りや制度になるように務めるべき。 ○ 各地域の特性に基づいた多様な制度設計を可能としなければ、中央集権の弊害や、格差の解消は実現しないものと思われる。 ○ 生存権の保障から出発したナショナルミニマムは、「国土の均衡ある発展」と結びついて地域のインフラの整備に貢献してきたが、国と地方の予算編成においてモラルハザードをもたらし、現在の深刻な財政危機に至った。今後は、地域により多くの権限と財源を移譲することで、受益と負担の関係を明確にし、地域のニーズに適った政策が行えるように、国と地方の役割分担を見直すべきである。 ○ 地域間の財政力格差の是正については、従来の国の法令に基づく財源保障を抜本的に見直し、地方の行財政改革の努力によって生じた経費を、地方の「知恵と工夫」に基づく政策に使えるように一括して地方に配分すべきである。 ○ 道州制が行政改革の手段として、国の地方支分局の職員を道州に移すためのものだけにならないよう常に留意する必要がある。

②道州制の理念・目的	（沖縄の道州制の理念・目的） ○ 国境に位置する地域としては、関税権や出入国管理権等の国の国境管理に関する権限を地域に移譲し、もって世界に開かれた道州を目指す。 ○生活者・地方政府の視点から、基地問題等の外交・安全保障についても国と道州が協議する場等をつくり、地方の意見が国の政策決定に反映される仕組みをつくる。 ○財政力が弱い遠隔地離島においても、経済効率性に留意しつつ低コストで基礎自治体を設置することもできるように、公務員制度を含む柔軟な組織編制権を地方に移譲する。 （日本全体の道州制の理念・目的） ○ 道州の主権は、その地域の住民に帰属する。 ○ 道州は地域住民の主権に基づき、その地域の福祉、環境、安全および、文化を保持するとともに、独自性のある地域社会を作りだし、発展させることを目的とする。 ○ 公共的な意思決定は、できる限り主権者である住民に近いところで行われることを原則とする。 ○道州制の導入によって、世界に開かれた自立した多様な地域社会が共生する日本をつくる。 ○ 厳しい財政的な制約がある中山間地や離島を抱えた地域においても、公共サービスにおけるコスト削減努力を行うことを前提として、適切な財政調整を行い、全国的なユニバーサルサービスを実現する。

平成 19 年 10 月 9 日

道州制ビジョン懇談会
座　長　　江口　克彦様

道州制ビジョン懇談会・道州制協議会委員
九州経済同友会代表幹事
芦塚　日出美

道州制導入に関する提案の提出について

標記について、九州地域戦略会議　第１次道州制検討委員会の答申に基づき下記のとおり意見を提出します。

記

資料１　道州制に関する提案について（依頼フォーマット分）

＊以下については参考資料として提出いたします。

資料２　道州制の目的、意義について

資料３　道州制の必要性に関する分析結果

資料４　現行制度の問題点ヒアリング結果

以　上

資料　2

道州制の目的、意義について

1　今なぜ道州制が必要か

1. 地方のことは地方が決める地方分権社会の実現

わが国では、かつて経験したことのない人口減少社会を迎え、厳しい財政制約の下で東京一極集中と地方の格差が大きな問題となっており、地方の閉塞状況の打開と活性化が強く求められている。しかし、全国をいくつかのブロックに再編すれば、各ブロックは東京一極に負けない経済規模を持っている。たとえば、九州がひとつになれば、一国並みの経済規模と人口を持ち、海外の国や地域と対等に交流するだけの力を発揮できる。このように九州をはじめ全国の各ブロックは高いポテンシャルをもっているが、国が法令等や国庫支出金の交付を通じて地方に対して広範囲に亘り細かな規制を行っているため、地方の裁量権は限られているうえ、ブロック規模で広域的に実施した方が効果的な政策が都道府県単位で実施されていることなどから、その能力を十分に活かしきれていない。そこで、全国の都道府県を広域的に再編していくつかの道州とし、そこに産業政策・社会資本整備など内政に関する権限と財源を国から大幅に移譲すれば、地方のことを地方自身で決めることが可能になり、中央集権の縦割行政と画一的な政策によって閉塞状況にある地方を再生し、個性豊かで活力のある地域社会を形成することができる。

国と地方の債務残高が 1,000 兆円を超える厳しい財政状況下では、地方が自由に使える財源は限られている。限られた財源を地方のために有効に使うには、地方のことは地方が決める自己決定システムの構築、すなわち地方分権社会の実現が不可欠である。

一方、国の役割は外交、防衛、通貨管理など主として国家の存立に関わるものに重点化し、こまごまとした内政から解放する。国は国際社会において責任ある役割を果たすなど、国家として必要な問題解決能力を高めるようにする。

このような国と地方の統治機構の抜本的改革につながる道州制の導入は、地方分権を加速し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するとともに、国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築を可能にする。道州制を導入して国、道州、市町村の役割分担を明確にし、それぞれの役割に応じて権限と財源を配分すれば、国と県の二重行政による非効率性を解消できる。また、道州という広域的な視野で公共投資や政策の選択と集中を図ることが可能になり、税金が有効に使われ、国と地方の危機的な財政状況の改善につながる。

当委員会は以上の基本認識に立ち、わが国の将来のために道州制の導入が必要であると考える。

2. 道州制を目指す６つの理由

当委員会は、九州における現行制度の問題点に関して生活者、企業、行政関係者にヒアリング調査を行い、その結果を踏まえ現行制度の問題点を解決する手法として道州制の導入が必要だと結論づけた。当委員会が九州において道州制を目指す理由は次の6つである。

① 九州を活性化し、住民の暮らしを豊かにする
② 中央集権システムを改革する
③ 市町村制度と都道府県制度を改革する
④ 国と県の二重行政を解消する
⑤ 国と地方の危機的な財政状況を改善する
⑥ 九州が一体となり東アジアの拠点として繁栄する

(1)九州を活性化し、住民の暮らしを豊かにする

道州制導入の究極の目的は、九州を活性化して人々の暮らしを豊かにすることである。

住民が地域の個性、真の豊かさ、本当の美を求める時代になり、これまで国が企画してきた政策は地方の要求に適合できなくなった。住民は全国一律の行政サービスでは満足のいく豊かさは得られないと感じている。今、住民が行政に求めているのは、地域の文化や歴史、特性に根付いた地域づくり、生活空間づくりであり、このような施策はその地域に暮らす人々や住民に身近な行政でなければできない。国と地方の役割を考えるとき、その役割を地方が担った方が暮らしやすくなるという視点がきわめて重要である。

住民の暮らしの豊かさは、その地域の経済の活性化とも密接に関係する。九州は巨大な中国市場など近隣アジア諸国との連携を重視し、域内の産業連関を強め、取引や資金等の域内循環を高める政策を実施して活性化を図る必要がある。

また、教育、福祉、文化などの分野においても独自性を発揮し、九州の活性化と住民満足度を高める政策を実現しなければならない。そのためには、九州が産業政策・社会資本整備などに関する権限と財源を持ち、九州が一体となり、一国に匹敵する経済圏を形成してスケールメリットを発揮できるシステムを構築する必要があり、道州制の導入が必要である。

(2)中央集権システムを改革する

現行制度の問題点の多くは、国の中央集権システムが制度疲労を起こしていることに起因する。グローバル化が急速に進み、人々の価値観が非常なスピードで変化していくなかで、激変する国際社会への対応をはじめ、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化・人口減少社会への対応など、新しい時代の諸課題に国は迅速・的確に

対応できなくなっている。

このような問題を解決するためには、国をこまごまとした内政から解放してその役割を外交、防衛、通貨管理など主として国家の存立に関わるものに重点化し、国家として必要な問題解決能力を高めるとともに、内政に関する役割の多くは地方に移譲し、地方のことは地方に任せるシステムを構築することが極めて重要である。

国と地方がこのような役割分担を行うには、従来の中央主導の画一的な行政システムを地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替えること、つまり「画一から多様へ」「国から地方へ」という地方分権が不可欠であり、道州制の導入はそのための有効な手法である。

(3)市町村制度と都道府県制度を改革する

近年、急速なグローバル化に伴って住民や企業の活動圏が拡大するとともに、環境問題や少子高齢化・人口減少社会への対応、高速交通基盤整備など、都道府県や市町村の区域を越える広域的な行政課題が増加しており、これらのニーズに自治体単独では対応できなくなっている。現在の都道府県や市町村の区域は、機能・規模の両面で時代に合わなくなり始めている。

このような時代の要請に自治体が的確に対応するためには、市町村はさらに合併を進めて都道府県から権限と財源の移譲を受け、基礎自治体として住民サービスの大部分を担うようにするとともに、都道府県は広域的に再編して「道州」とし、広域自治体としてより専門的、広域的、戦略的な機能を担うことを基本とする新しい地方自治の姿を目指すことが必要である。

(4)国と県の二重行政を解消する

現行制度の問題点として強く指摘すべきものは、国と県の二重行政や、許認可などの申請手続きの煩雑さによる行政の非効率性である。

例えば雇用政策では、ハローワークや厚生労働省の複数の外郭団体、県などがそれぞれ職業支援を実施するなど、類似の支援が多く非効率になっている。同じような施策は一本化し、窓口を統一して効率性、有効性を高めるべきである。その際、国の役割は国家的見地から行うべきものに重点化し、地域に密着した行政サービスは企画立案から管理執行までを一貫して地方が担うようにすべきである。

このような国と地方の抜本的な役割分担の見直しを実現するためには、道州制の導入が必要である。

(5)国と地方の危機的な財政状況を改善する

国と地方の債務残高が財投債等を含めて1,000兆円を超える現在の危機的な財政状況下にあっては、国と地方の双方が徹底した歳出削減を断行し、持続可能な財政システムを構築することが焦眉の急である。

そのためには、国の地方への過剰関与、国と地方の二重行政、地方の国への依存体質を改善し、地方が自由と責任に基づいて自立できる効率的な財政システムを構築することが必要である。地方が自由な裁量で新規事業の創出や企業誘致、観光誘致など地域活性化に寄与する政策を実施することができれば、地方の税収増にもつながる。

持続可能な財政システムを構築するには、道州制の導入を通じて現在の国と地方の役割分担と財源配分のあり方を見直し、大幅な税源移譲によって地方自治体の税収と歳出の乖離を縮小し、地方自治体における財政の自己責任を高めることが重要である。同時に地方財政の透明性を確保し、住民のチェック機能の働くシステムを構築することも必要である。

(6)九州が一体となり東アジアの拠点として繁栄する

経済のグローバル化の進展により、九州は東アジアの都市・地域との厳しい競争に直面している。九州は一国に匹敵する経済規模と人口を有するなど優れたポテンシャルを持っているが、各種の規制等の存在や海外との交流が各県単位で行われていることなどから、そのポテンシャルを十分に活かすことができていない。

例えば、九州を企業活動の舞台としてアジア・世界に提供し、アジア諸国の人々にとって「九州に行けば豊かになるチャンスがある」という夢のある地域にするためには、企業誘致促進策としてこれまでにないインセンティブを工夫するほか、各県単位ではなく九州が一体となって魅力あるマーケットを形成し、海外にアピールすることが極めて重要である。

このように、国の全国一律・画一的な政策によるのではなく、九州のことは九州が決め、独自のLocal to Localの国際交流を展開して九州が東アジアの拠点として繁栄するためには、道州制の導入によって地域の創意工夫を活かすことのできるシステムの構築が必要不可欠である。

2　道州制によって目指す九州の姿

1．九州のポテンシャルを活かしパワーを発揮できる九州を目指す

私たちが道州制を導入して実現を目指す九州の姿は、地域政策に関して自らの権限と財源を持ち、地域ニーズに的確に対応した政策を効率的かつ総合的に実施する九州である。「九州のことは九州が決める」システムを構築することによって、そこで暮らす住民の満足度と企業活動の自由度を高め、東アジアの拠点として繁栄する魅力と活力のある九州を創造することができる。このような九州を実現するための当委員会の基本的な視点は以下のとおりである。

(1)九州のポテンシャルを最大限に活かす

九州では、道州制の導入によって次のポテンシャルを最大限に活かして九州のパワーを発揮し、東京よりもむしろ近隣アジア諸国を向いた政策を展開する視点が重要である。

a 九州の産業集積を活かす

九州のリーディング産業として自動車や半導体産業は、近年その集積が飛躍的に進んでおり、カーアイランド、シリコンアイランドとしての特徴をさらに強化・複合化する政策を展開することが重要である。また、集積度の高い1次産業をはじめとした食糧・食品・発酵醸造関連産業について、フードアイランドとしての戦略を展開することも重要である。

b 近隣アジア諸国との近接性を活かす

九州と中国、韓国などアジア諸国との地理的近接性は、アジアとの物流網が緊密化・高速化するなかでその優位性が顕在化しつつあり、九州が一体となる際には、より一層活用すべきポテンシャルである。

c 九州の持つ自然・文化資源を活かす

九州が持つ豊かな自然環境や豊富な歴史・文化資源などを活用して、文化政策、観光政策を展開することは、住みやすく住民満足度の高い九州を目指すうえで重要な視点である。

(2)道州制の特性を最大限に活かす

道州政府が地域活性化のための政策を展開する際には、道州制の持つ次の特性を最大限に活かす視点が重要である。

a 選択と集中による社会資本整備や産業政策の効率化

道州制下では、従来各県単位ではできなかった九州という広域的視点に立った選択と集中による産業政策や社会資本整備の実施が可能となり、九州全体のバランスに配慮しつつ施策の優先順位を決め、効果的かつ効率的な施策を講じることができる。

b 一体化による高次機能の実現

九州が1つになることで、例えば公設試験研究機関の連携･統合など、高次機能を保有することが可能になる。

c 九州がベクトルを一つにし、より強力に、より効果的に施策を展開

対外的な観光振興活動やブランド化事業、企業誘致活動、人材誘致活動など、働きかける対象圏域が全国から海外へと広域になるほど、九州が一体となった取組みの方が強力であり、かつ効果的である。

d 自立的な政策の展開

道州は自らの権限と財源に基づき自立的な政策の展開を図ることが可能になり、九州の特性に応じた事業を展開し独自性を発揮することができる。

e 国際交流の推進

九州が近隣アジア諸国の都市や地域と対等に交流するには各県単位では規模が小さすぎる。九州各県がひとつになれば、GDP、人口で一国に値する経済圏が誕生し、ローカル交流を進めるうえで十分な規模と資格を持つことができ、海外に対して魅力のあるマーケットをアピールすることができる。

2．7つのビジョンと3つの制度の構築

(1) 7つのビジョン

道州制の究極の目的は、九州を活性化して人々の暮らしを豊かにすることである。

その目的を達成するために、生活、経済、国際、社会資本、人材、環境、行政の7つの分野に重点を置いたビジョンを実現し、魅力と活力のある九州の創造を目指す。

① 生　活　安全安心で豊かな暮らしのできる九州を実現する

② 経　済　産業の域内循環を高め、一体的に発展する九州を実現する

③ 国　際　東アジアの拠点として繁栄する自立経済圏九州を実現する

④ 社会資本　効率的な社会資本整備により豊かで競争力のある九州を実現する

⑤ 人　材　優秀な人材と国際人が育つ九州を実現する

⑥ 環　境　自然と人･産業が生き生きと共存する緑豊かな九州を実現する

⑦ 行　政　透明性の高い民主的で効率的な行政を行う九州を実現する

(2) 3つの制度の構築

以上の7つのビジョンを実現するためには、道州制導入の目的に沿って、次の3つの方向に沿った制度を構築することが必要である。

① 地方分権を推進し、「九州のことは九州が決める」制度の構築

② 東アジアの拠点として繁栄する「自立経済圏九州」実現のための制度の構築

③ 国と地方を通じた効率的な行財政制度の構築

７つのビジョンの具体例

① 生 活　安全安心で豊かな暮らしのできる九州を実現する

① 少子高齢化・人口減少問題への総合的な取組みの実現
② 九州のどこに居住しても一定水準以上の福祉、医療等のサービスを受けられる体制整備
③ 大規模な地震や風水害など広域災害に対応するための効果的、効率的な防災体制の整備

② 経 済　産業の域内循環を高め、一体的に発展する九州を実現する

① 自動車、半導体など九州の産業分野で域内の産業連関を強め、取引、資金等の域内循環を高める政策の実施
② 九州各地の特色を活かした産業の戦略的拠点配置を行い、多極型で九州の一体的発展を目指す地域政策の実施
③ 中国市場など近隣アジア諸国との連携を重視した産業政策の展開

③ 国 際　東アジアの拠点として繁栄する自立経済圏九州を実現する

① １国に匹敵する経済規模を有する九州のポテンシャルを活かし、東アジアの拠点として繁栄する自立経済圏九州の実現
② 九州と近隣諸国との FTA（Free Trade Agreement 自由貿易協定）、EPA（Economic Partnership Agreement 経済連携協定）等の実現を通じた東アジア経済圏の形成と真の信頼関係の構築
③ 九州が一体となった農林水産品の開発・生産・輸出等によるフードアイランド九州の実現

④ 社会資本　効率的な社会資本整備により豊かで競争力のある九州を実現する

① 九州規模での選択と集中による効果的・効率的な社会資本整備の実現
② 九州の国際的な競争力を高めるため、循環型高速交通網を整備し、域内の空港、港湾と連結することによる交通基盤の一体的・総合的な整備の実現
③ 社会資本整備が遅れている地域に対する地域格差是正の観点からの優先的整備の実現

⑤ 人 材　優秀な人材と国際人が育つ九州を実現する

① 海外の高度人材の活用や質の高い人材の地元定着化政策の実現
② 高等教育機関と連携し、職業訓練コースの併設による即戦力の高度な職業人の養成
③ 義務教育の段階から個人の能力を高め、世界で活躍する人材育成を目指した教育の実践

⑥ 環 境　自然と人･産業が生き生きと共存する緑豊かな九州を実現する

① 行政、企業、住民等が一体となった地球温暖化抑制のための効果的な施策の実現
② 産業廃棄物対策、森林保全等の分野において九州が一体となった効果的な取組みの実現
③ 東アジアの一体的環境保全のための技術移転、人材育成など環境ビジネスへの取組み

⑦ 行 政　透明性の高い民主的で効率的な行政を行う九州を実現する

① 産業政策、社会資本整備など広域行政の分野で、国から必要な権限と財源を道州に移譲し、国の縦割行政と県境の壁を解消した総合行政の実現
② 政策に住民の意向を迅速に反映し、税の使途などに関して住民の監視が届きやすく、より透明性が高い民主的な行政運営の実現
③ 国の役割を重点化して地方への関与をなくし、国と地方の二重行政をなくすなど、国と地方を通じた行政効率化の実現

3．九州における道州制のイメージ

（1）九州における道州制のイメージ

九州における道州制のイメージは、九州を広域的に再編して一つの道州とし、国と地方の役割分担に基づいて、国および国の出先機関（九州経済産業局、九州地方整備局、九州地方運輸局、九州地方農政局、九州森林管理局等）の権限と財源を道州政府に移譲するものである。これに伴い国の出先機関は廃止・縮小する。九州の自治は道州と市町村の2層制をとり、公選の議会と首長を持つ。住民サービスの大部分は基礎自治体である市町村が受け持つ。道州の役割は、市町村では対処できない事業など限定的なものにするほか、九州が一体となって取り組むべき事業を中心に分担する。道州は国の行政権限の移譲を受けた広域自治体であり、地域の自立と活性化を目指すための制度としてその実現を目指すものである。道州政府は、住民自治と情報公開の理念に基づき、自治体の政策策定や実施に住民が参画することを基本として、住民の意向を的確に反映した九州の実現を目指す。

（2）多極型九州の形成

九州は、各地域の産業・文化等の特色を活かした多極型構造の地域づくりを目指す。
九州では自動車・半導体・食糧・畜産・食品・精密機械・造船・観光などの産業集積が進んでおり、学術拠点も大学や試験研究機関が域内にバランスよく立地している。

そこで、これらの資源を活用して、九州各地にその特色に応じた産業の戦略的拠点を配置し、過度の一極集中を緩和して九州の一体的な発展を図る。

（3）九州の道州の区域

九州・沖縄において道州の区域を考える場合には、沖縄の持つ地勢学的・歴史的・文化的背景をはじめ現行法令や国の行政機関の状況を考慮して、九州7県をひとつの道州とし、沖縄県を「単独州」とすることが現実的と考えられる。しかし、私たちは九州・沖縄8県の一体的発展を目指して政策連合などの活動を続けてきており、このような経緯に鑑みると、九州・沖縄における道州の区域の問題は最終的には沖縄県民の世論を踏まえ、沖縄県自身の判断に委ねたいと考える。

（4）大都市の位置づけ

道州制下において九州が持続的に発展していくためには、大都市のポテンシャルを活かす視点が重要であり、現在の政令市・中核市・特例市といった大都市は、地域の発展に対する責任を担っていくことが期待される。しかし、この場合でも九州のこれらの都市は、一般の市町村と同様に道州に包括される基礎自治体として位置づけられるべきである。大都市が道州の行政権から独立して「都市州」として機能するような制度は、道州政府による地域の一体的

経営という視点からは適当でないと考える。

(5)州都のあり方

九州の州都については、州都に求められる機能及び九州の地域づくりの方向性に照らし、九州全体の利益に資する州都はいかにあるべきかという視点に立って多面的、多角的な検討を行うことが必要である。

道州制のイメージ図

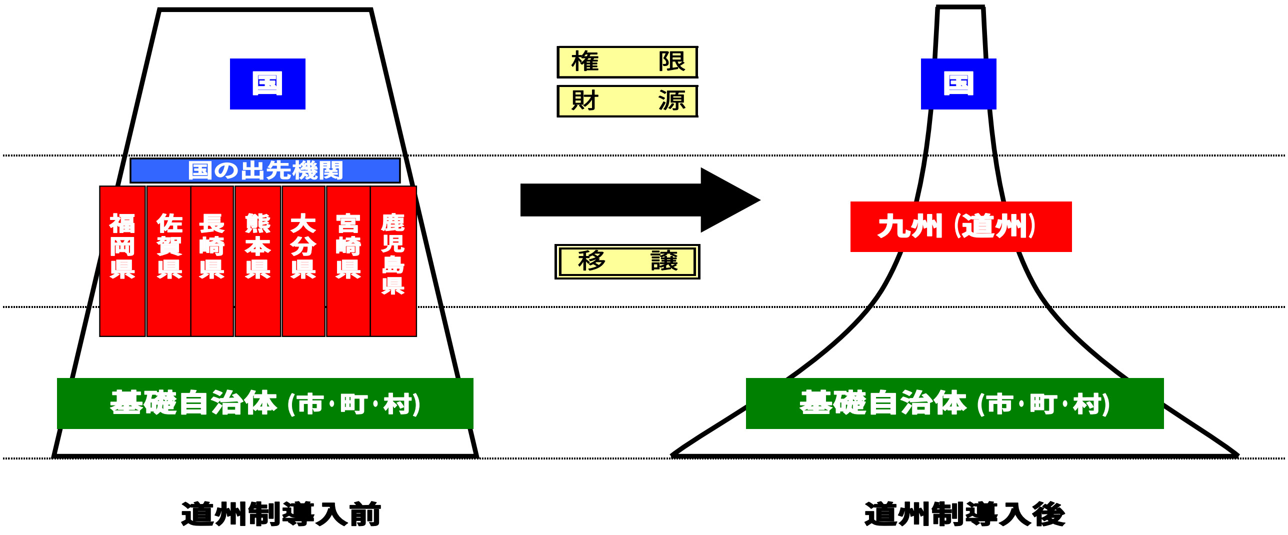

※九州市長会　「九州府構想」を参考にした

＊道州制導入後の市町村、道州、国の組織・人員はそれぞれの役割に応じて重点化、スリム化する

市町村…基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを総合的に担う
道州……広域自治体として、市町村では対処できない広域的な役割を担う
国………道州では対処できない、主として国家の存立に関わる役割を担う

以上

資料 3

道州制の必要性に関する分析結果

1　道州制の必要性に関するヒアリング･アンケートの分析結果

(1)九州における現行制度の問題点の抽出と原因分析

①現行制度の問題点を、「企業活動」「生活者」「地方行政(県)」の３つの視点から抽出
②そのために、九州７県の 55 主体（企業、行政機関、個人、NPO）からヒアリング
③あわせて企業 1,100 社に道州制に関するアンケートを実施　327 社から回答
④現行制度の問題点を 89 **項目に整理**
⑤これらの問題点の原因を、「国の中央集権制度」「国と県の二重行政」「都道府県制度」の３つの分野に分類

89 項目の問題点の分類

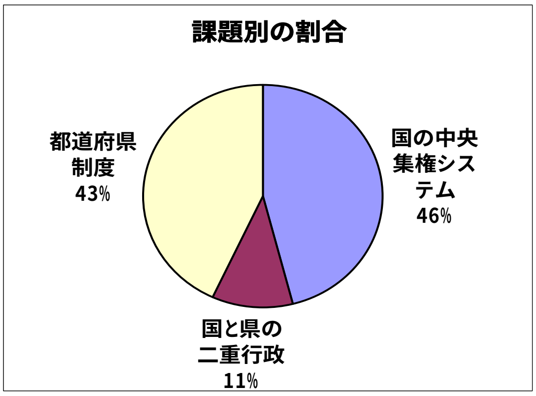

○問題点のうち、60%近くが国の中央集権システムや国と県の二重行政に起因するもの

○都道府県制度に起因する問題は、全体の約 40%

(2)問題のポイント

89 項目の問題点を大括りに整理すると、そのポイントは下表のとおり

国の中央集権システムの課題	① 国への権限の集中と地方への過剰な関与 （例　地方道路事業への国の関与等地方に自由がない） ② 国の全国一律の施策が地方の実情に適合しない （例　建築基準法の全国一律適用のため個性あるまちづくりができない） ③ 国の縦割り行政の非効率性 （例　新産業振興策を各省庁が縦割で行っている） ④ 国と地方の危機的財政状況と地方の自主財源の脆弱性 ⑤ 東京一極集中と地方の疲弊 （例　都市と過疎地の地域間格差の拡大、人材の東京流出） ⑥ 国際競争力のある社会資本整備の遅れ、政策の欠如 （例　国際空港、国際港湾、循環型高速交通体系の整備等の遅れ）
国と県(県と市)の二重行政の課題	⑦ 既存の枠を超えた連携意識の欠如 （例　県、市、民間がそれぞれ海外にミッションを派遣していて非効率） ⑧ 産業政策、雇用政策、社会資本整備等の非効率性 （例　国と県それぞれによる産業クラスター形成事業は非効率）
都道府県制度の課題	⑨ 選択と集中による効率的な投資や施策意識の欠如 （例　各県単位の企業誘致活動、フルセット主義の弊害） ⑩ 都道府県単独では解決できないニーズへの対応力不足 （例　地球環境問題への対応は県単位では効果は不十分）

(３)問題点の解決策の検討

89 の問題点について解決策を個々のケースごとに検討。解決策の選択肢を次のとおり設定

Ａ　道州制でないと解決できないもの　（国と地方の役割の抜本的見直しが必要なもの）
Ｂ　県合併で対応可能なもの
Ｃ　政策連合で対応可能なもの
Ｄ　個々の法改正や運用改善、規制緩和、権限移譲等で対応可能なもの
Ｅ　道州制でも解決できないものやＡＢＣＤ以外のもの

(４)検討結果

①道州制を導入しなければ解決できないものが全体の 20%（Ａ）
②県合併、政策連合による広域行政システムで対応できるものが全体の 30%（Ｂ＋Ｃ）
③法改正等によって対応できるものが全体の 45%（Ｄ）
④このうち、Ｂ（県合併）及びＣ（政策連合）に分類した諸問題は、広域行政システムの構築に加え、国の権限と財源の移譲があってはじめてより効果的な解決が可能となる
⑤また、Ｄ（法改正等）に分類した諸問題は、国の中央集権システムに起因するものが大部分であり、国が地方の自由度を一律に規制していることが大きな原因となっている
したがって、Ｄに分類した問題を解決するには、国の権限と財源を地方に大幅に移譲し、国と地方の役割分担を抜本的に見直して地方の自由度を拡大することが必要である
このような観点から考えると、Ｄ（法改正等）による解決は、Ａ（道州制）によって諸問題を解決するための手法と位置づけるべきであり、個々のケースごとに法改正等で対応するのではなく、道州制を導入するという国家意思に基づき関係する法令を一括して改正しなければ効果はあがらない
⑥このように、現行制度に起因する諸問題の 65%（Ａ＋Ｄ）は、その解決に国と地方の役割分担の抜本的見直しが必要であり、道州制を導入しなければ解決できない
⑦以上のことから、現行制度に起因する諸問題の 95%（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）は道州制によって解決することが可能であり、九州がそのポテンシャルを活かして活性化し、住民満足度の高い地域社会を形成するためには、道州制のような強力かつ抜本的な制度改革をもって臨むことが必要である

問題点の原因別･解決策別の状況 (%)

原因 解決策	国の中央集権システム	国と県（県と市）の二重行政	都道府県制度	計
Ａ（道州制）	7	3	10	20
Ｂ（県合併）	0	1	4	5
Ｃ（政策連合）	1	0	24	25
Ｄ(法改正等)	36	7	2	45
Ｅ（その他）	2	0	3	5
計	46	11	43	100

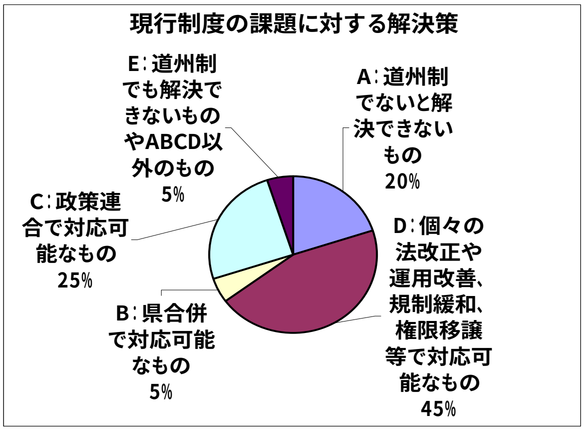

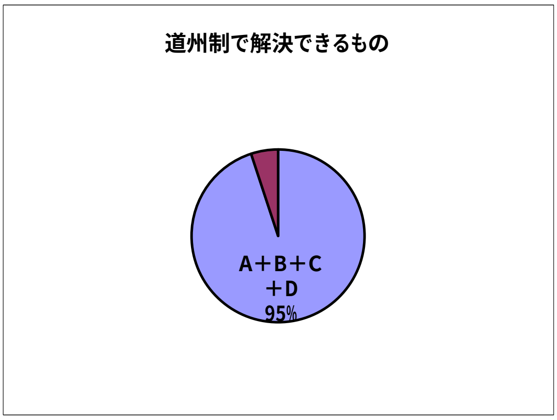

解決策別の問題点の例

原因 解決策	国の中央集権システムの課題	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
A（道州制）	○新産業の振興政策を各省庁が縦割で行っていて非効率 ○国の縦割り行政のため、一級河川の管理、防災対策森林保全、水産資源の涵養など他分野との連携が不十分	○ハローワーク、厚生労働省の外郭団体、県などの機関が、類似した職業教育や若者支援をそれぞれ行っていて非効率	○九州全体で航空需要を考え、空港の一体利用を図るべきだ ○九州が一体となった効率的な社会資本整備が行われていない
B（県合併）	－	○県、市、民間がそれぞれ海外に経済ミッションを派遣していて非効率	○経済交流は県境を越えているのに、警察管轄が県単位では不安 ○漁業取締りは、違反船の活動が広域化し、各県単位では非効率
C（政策連合）	○地方都市は東京に比べて音楽祭、美術館など文化芸術面で格差がある	－	○各県に分散立地している工業技術センターとの共同研究は企業にとってメリットが少ない ○各県がそれぞれ小麦の品種改良を実施しているためブレンド商品ができない、ロットも小さい
D（法改正等）	○国は学校のクラスの人数、天井の高さ、校舎の改築時期まで細かく定めていて、学校現場に自由がない ○建築基準法の全国画一的な適用のため地域の個性あるまちづくりができない（高さ制限等）	○バイオマス発電に対する補助金は国、県、市町村がそれぞれ事務手続きを行っていて非効率	○鶏糞発電所の燃料調達が各県単位では非効率
E（その他）	－	－	－

資料４

◆　現行制度の問題点（企業・生活者・行政の視点）

ヒアリング結果総括表　－89 項目－

◆　現行制度の問題点（行政の視点）

ヒアリング結果　　　　　　－18 項目－

現行制度の問題点（企業・生活者・行政の視点）

ヒアリング結果総括表 －８９項目－

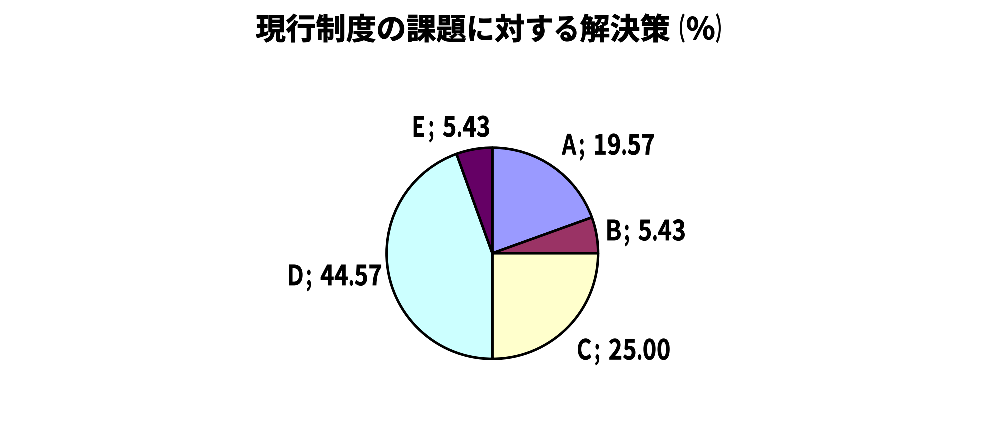

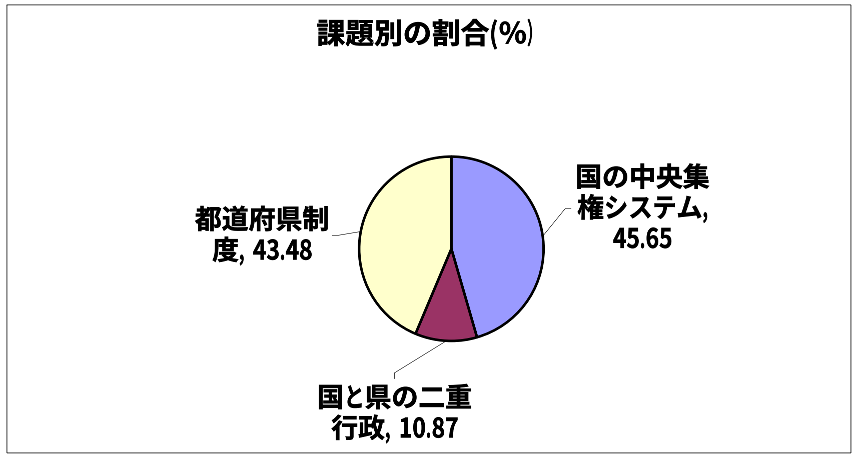

分類基準　**A**；道州制でないと解決できないもの　…………………………………　県合併に加え、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴うもの

B；県合併で対応可能なもの　……………………………………………　九州の全部または一部の地域で県合併を行う必要があるもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの

C；政策連合で対応可能なもの　…………………………………………　各県が共通の課題について共通の政策をつくり連携して実行することで解決を図るもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの

D；法改正や運用改善、規制緩和、権限移譲、構造改革特区、地域再生計画等で対応可能なもの　……　現行制度の活用で対応可能なもの

E；道州制でも解決できないもの　………………………………………　憲法改正を伴うもののほか、ＡＢＣＤのいずれにも該当しないもの

上記で複数の分類が可能なものは、既存制度の活用やより緩やかな解決策を優先する

2006 年６月９日

九州地域戦略会議　道州制検討委員会

現行制度の問題点（総括表）　企業・生活者・行政の視点　　　８９項目

解決策	カテゴリー	国の中央集権システムの課題等	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
A 18 項目	1．産業政策	①　地方には進出企業に対する法人税、消費税優遇の自由度がない ②　新産業の振興政策を各省庁が縦割で行っていて非効率	①　国と県それぞれによる産業クラスター形成事業は非効率 ②　職業教育や若者支援をハローワーク、厚生労働省の外郭団体、県などの機関がばらばらで行っていて非効率	
	2．社会資本整備	③　国の港湾・空港政策は国際情勢の変化に対応できていない ④　国の縦割り行政のため、一級河川の管理、防災対策、森林保全、水産資源の涵養など他分野との連携が不十分	③　一級河川の管理主体が国と県に分かれているため、河川整備、河川台帳管理、河川敷占用手続が複雑	①　各県ごとに空港・港湾が整備されていて非効率 ②　九州全体で航空需要を考え、空港の一体利用を図るべきだ ③　各県の横並び意識が強いため東九州自動車道が繋がらない ④　九州一体となった効率的な社会資本整備が行われていない ⑤　宮崎は交通網整備が遅れている
	3．国際・社会政策 教育・人材育成 雇用・環境・税 福祉・医療 まちづくり	⑤　国が行う一級河川のクリーン運動は、住民は乗り気がしない ⑥　私たちが納めた国税が一旦国に集められ、地方にバックしている仕組みは不合理		⑥　九州の人材を九州にとどめ置くための施策が必要 ⑦　広域的行政視野を持つ人材の育成には広域行政体が必要 ⑧　多額の長期債務残高を抱え行政のスリム化が必要 ⑨　道州制を支える地方自治体の人材が育っていない（orE）
B 5 項目	1．産業政策			①　有明海の浄化保全は道州制で一本化を（提案） ②　経済交流は県境を越えているのに、警察管轄が県単位では不安 ③　漁業取締りは各県単位では非効率
	2．社会資本整備			④　新幹線西九州ルート整備の遅れ
	3．国際・社会政策 教育・人材育成 雇用・環境・税 福祉・医療 まちづくり		①　県、市、民間がそれぞれ海外に経済ミッションを派遣していて非効率	

解決策	カテゴリー	国の中央集権システムの課題等	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
C 23 項目	1．産業政策			① 各県 TLO 単独による中小企業の産学連携支援では成果が少ない（orE） ② 各県に分散立地している工業技術センターとの共同研究は企業にとってメリットが少ない ③ 各県単位の企業誘致ではインセンティブが働かない ④ 各県単位で自動車部品メーカーと地場企業の商談を行っていて裾野が広がらない ⑤ 各県がそれぞれ小麦の品種改良を実施しているためブレンド商品ができない、ロットも小さい ⑥ 県単位で農産物を生産販売するためロットが小さく競争力がない ⑦ 各県が農産品の認証制度を持っているため統一ブランドがつくりにくい ⑧ 九州は観光ロットが小さく中国から見ると北海道の方が魅力 ⑨ 県単位の補助金のため広域観光商品開発ができない ⑩ 申請様式が県によって違うので困っている
	2．社会資本整備			⑪ 幹線道路整備事業は各県単位では非効率
	3．国際・社会政策 教育・人材育成 雇用・環境・税 福祉・医療 まちづくり	① 地方都市は東京に比べて音楽祭、美術館など文化芸術面で格差がある		⑫ 県単位で環境問題に取り組んでも効果は不十分 ⑬ 県民から集めた税金を他県にも役立つようには使えない ⑭ 九州の国宝、重文の循環政策を道州で実現する ⑮ バイオマスを九州全体で有効活用する ⑯ 雇用政策が県単位、市町村単位で行われ非効率 ⑰ 壱岐、対馬の消費者は福岡県で買い物をしても、消費生活相談は長崎県に行かなければならない ⑱ 地球環境に関する取り組みは市町村単位では小さすぎる ⑲ 九州の水源である脊梁山脈の水源保全方策が各県ごとに異なる ⑳ 農村対策、過疎地対策は各県単位では不十分 21 各市町村で観光案内のサービス水準が異なる 22 少子化対策は県単位では効果が出ない
D 41 項目	1．産業政策	① ベンチャー支援のためのエンゼル税制は不十分 ② 消防法の規制が全国一律で不合理 ③ 雇用管理改善計画の認定に際して、国の過剰関与がある	① 類似のベンチャー支援を県と市がそれぞれ実施していて非効率 ② バイオマス発電に対する補助金は、国、県、市町村がそれぞれ事務手続きを行っていて非効率 ③ 雇用管理改善計画の認定と助成金支給申請手続きなどが県と国で別々に実施されていて非効率	① 鶏糞発電所の燃料調達が各県単位では非効率
	2．社会資本整備	④ 国道の街路樹は国が決めたものなので、九州の気候に合わない ⑤ 事業採択された地方道路事業の実施についても、毎年度国と詳細な協議を行うのは疑問 ⑥ 臨港地区指定について、港湾法と都市計画法の双方が関係することから事務効率の低下を招いている ⑦ 汚水処理施設の整備を国交省、農水省、環境省がそれぞれ行っていて非効率 ⑧ 自治体の浸水対策は対象物等により補助の所管官庁が異なり非効率 ⑨ 民有林の治山事業に対する国の補助基準が全国一律で地方の実情に合わない ⑩ 土地利用基本計画の施行事務は自治事務なのに国との協議が必要なのは疑問 ⑪ 国土利用計画法に基づく土地利用計画と個別規制法に基づく諸計画が重複している	④ 国の直轄道路事業の維持管理費用等を県が負担するのは疑問 ⑤ 港湾施設の施設認定と施設整備補助、臨港地区指定とが国の本省、地方整備局、県でそれぞれ行っていて非効率	② 都市開発において土地区画整理法などの解釈が県によって違う

解決策	カテゴリー	国の中央集権システムの課題等	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
D	３．国際・社会政策 教育・人材育成 雇用・環境・税 福祉・医療 まちづくり	⑫　まちづくり三法は市町村単位であるため中心市街地の再生は難航 ⑬　建築基準法の全国画一的な適用のため地域の個性あるまちづくりができない ⑭　産業廃棄物関連法の一律的な適用により市独自の環境行政が進まない（orE） ⑮　学校の校舎には全国一律の細かな規制が多い ⑯　不登校児支援の仕組みに国の縦割行政の弊害がある ⑰　文部科学省の教育方針には一貫性がなく地域ニーズに適合していない ⑱　国は中学校のクラスの人数、天井の高さ、校舎の改築時期まで細かく定めていて、学校現場に自由がない ⑲　国の雇用政策は東京中心で地域に適合していない ⑳　ドメスティックバイオレンス対策に国の縦割行政の弊害がある 21　保育所の入所資格が母親のニーズに適合していない 22　商品先物取引の規制に国の縦割行政の弊害がある 23　訪問販売のトラブル対応に国の縦割行政の弊害がある 24　一級河川のビオトープは九州の気候に適合しない 25　湖再生計画は国の縦割行政で時間がかかる 26　商店街に空き缶回収器を置くのに市の窓口が２つあり、相互に連携が取れていない 27　行政サービスの対価としての税額、公務員数は住民が決める（提案） 28　行政とＮＰＯとの協働がもっと必要 29　離島に高級カジノをつくる（提案） 30　酒税法の規制で産地特産のワインの事業化が難しい 31　居宅外でのホームヘルプサービス及び居宅外送迎が認められていないのは不合理 32　社会福祉施設等整備に関する国庫補助金は全国一律に細かく定められているため地方の実情に合わない 33　医療法により病院等の宣伝を規制しているため難病治療の名医がどこにいるのか分からない	⑥　自然公園事業（国立公園）は国の所管だが国立公園内で県が整備した施設等の維持管理主体が不明確で県が対応している	
E ５項目	１．産業政策	①　税金やビザを免除して「九州に行けば豊かになるチャンスがある」という地域に		①　各県 TLO 単独による中小企業の産学連携支援では成果が少ない（orＥ） ②　屠畜場が乱立していて衛生水準の向上が課題となっている
	２．社会資本整備			
	３．国際・社会政策 教育・人材育成 雇用・環境・税 福祉・医療 まちづくり	②　産業廃棄物関連法の一律的な適用により市独自の環境行政が進まない（orD）		③　道州制を支える地方自治体の人材が育っていない（orA）

現行制度の問題点（企業の視点）

ヒアリング結果 －３８項目－

この調査は、 2006 年 1 月 17 日～1 月 31 日の間に、 九州地域戦略会議 道州制検討委員会事務局が、九州の企業 12 社、自治体１、大学１、ＴＬＯ２、知的財産本部１、国の出先機関１にヒアリングを行って収集した意見に、九州経済同友会の九州はひとつ委員会が、九州自治州構想の提言をまとめる際に同委員に実施したアンケートの結果を加えてまとめたものです。

分類基準	A；道州制でないと解決できないもの ……	県合併に加え、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴うもの
	B；県合併で対応可能なもの ……	九州の全部または一部の地域で県合併を行う必要があるもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの
	C；政策連合で対応可能なもの ……	各県が共通の課題について共通の政策をつくり連携して実行することで解決を図るもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの
	D；法改正や運用改善、規制緩和、権限移譲、構造改革特区、地域再生計画等で対応可能なもの ……	現行制度の活用で対応可能なもの
	E；道州制でも解決できないもの ……	憲法改正を伴うもののほか、ＡＢＣＤのいずれにも該当しないもの
	上記で複数の分類が可能なものは、既存制度の活用やより緩やかな解決策を優先する	

2006 年 6 月 9 日

九州地域戦略会議 道州制検討委員会

現行制度の問題点（総括表）　企業の視点

	国の中央集権システムの課題等	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
１．産業政策	・ベンチャー支援のためのエンゼル税制は不十分 …１Ｄ ・地方には進出企業に対する法人税、消費税優遇の自由度がない …２Ａ ・税金やビザを免除して「九州に行けば豊かになるチャンスがある」という地域に …３Ｅ ・消防法の規制が全国一律で不合理 …４Ｄ ・新産業の振興政策を各省庁が縦割で行っていて非効率 …５Ａ	・類似のベンチャー支援を県と市がそれぞれ実施していて非効率…11Ｄ ・国と県それぞれによる産業クラスター形成事業は非効率 …12Ａ	・各県ＴＬＯ単独による中小企業の産学連携支援では成果が少ない …14ＥorＣ ・各県に分散立地している工業技術センターとの共同研究は企業にとってメリットが少ない …15Ｃ ・各県単位の企業誘致ではインセンティブが働かない …16Ｃ ・各県単位で自動車部品メーカーと地場企業の商談を行っていて裾野が広がらない …17Ｃ ・各県がそれぞれ小麦の品種改良を実施しているためブレンド商品ができない、ロットも小さい …18Ｃ ・各県単位で農産物を生産販売するためロットが小さく競争力がない …19Ｃ ・屠畜場が乱立していて衛生水準の向上が課題となっている …20Ｅ ・各県が農産品の認証制度を持っているため統一ブランドがつくりにくい…21Ｃ ・鶏糞発電所の燃料調達が各県単位では非効率 …22Ｄ ・九州は観光ロットが小さく中国から見ると北海道の方が魅力 …23Ｃ ・県単位の補助金のため広域観光商品開発ができない …24Ｃ ・申請様式が県によって違うので困っている …25Ｃ
２．社会資本整備	・国の港湾・空港政策は国際情勢の変化に対応できていない …６Ａ		・各県ごとに空港、港湾が整備されていて非効率 …26Ａ ・九州全体で航空需要を考え、空港の一体利用を図るべきだ …27Ａ ・新幹線西九州ルート整備の遅れ …28 Ｂ ・各県の横並び意識が強いため東九州自動車道が繋がらない …29Ａ ・都市開発において土地区画整理法などの解釈が県によって違う …30Ｄ ・九州一体となった効率的な社会資本整備が行われていない …31Ａ
３．国際・社会政策	・まちづくり三法は市町村単位であるため中心市街地の再生は難航 …７Ｄ ・建築基準法の全国画一的な適用のため地域の個性あるまちづくりができない …８Ｄ ・産業廃棄物関連法の一律的な適用により市独自の環境行政が進まない …９ ＤorＥ ・学校の校舎には全国一律の細かな規制が多い …10Ｄ	・県、市、民間がそれぞれ海外に経済ミッションを派遣していて非効率 …13Ｂ	・県単位で環境問題に取り組んでも効果は不十分 …32Ｃ ・県民から集めた税金を他県にも役立つようには使えない …33Ｃ
４．意見	・道州制は主権者である国民に最も近い市町村が基本的な行政権限を持つべきだという極めて明快な思想に基づくもの …41－		・九州の人材を九州にとどめ置くための施策が必要 …34Ａ ・広域的な行政視野を持つ人材の育成には広域行政体が必要 …35Ａ ・九州の国宝、重文の循環政策を道州制で実現する …36Ｃ ・バイオマスを九州全体で有効利用する …37Ｃ ・道州制になれば放送局は再編、淘汰されるだろう …38－ ・道州制になるとコマーシャル料が節約できるメリットもある …39－ ・多額の長期債務残高を抱え行政のスリム化が必要 …40Ａ

分　野		事　例・意　見	解決策
１．国の中央集権システムの課題等	**(1) 産業政策**	**1　ベンチャー支援のためのエンゼル税制は不十分** ・エンゼル税制は、ベンチャーに出資して損失を出した投資家がその損失を以後３年間繰り越し控除できるなどの優遇措置だが、手続きが複雑すぎてベンチャー企業、投資家双方の事務負担が重い。ベンチャー支援のための税制優遇は、ベンチャーに出資して損失を出した投資家が、その損失を他の所得と通算して損金処理できればいいのであって、アメリカでは全額損金処理できる。税制の見直しが必要だ。	D ・税制見直しで対応
		2　地方には進出企業に対する法人税、消費税優遇の自由度がない ・日本が国際競争力をつけるには企業誘致が必要だが、企業誘致のインセンティブは何と言っても税制優遇措置。それも固定資産税だけでなく、法人税や消費税の減税が必要だ。九州や各地域が企業誘致に苦労するのは、地域が法人税、消費税優遇の権限を持っていないからだ。税制の自由度がまったくない。道州制に移行して法人税、消費税の権限を地方に移譲し、自前の税制とする必要がある。	A ・道州制に移行して、法人税、消費税の課税権を国から道州に移譲する事が必要
		3　税金やビザを免除して「九州に行けば豊かになるチャンスがある」という地域に ・九州が発展するためには、税制を改革して人や企業が集まりやすくすることだ。九州を企業活動の舞台としてアジア・世界に提供し、税金を軽減しビザを免除して国籍、人種に関係なく人を集める。国からの権限、財源の移譲と九州が一つになることが必要だ。 ・九州はアジアの人々にとって「九州に行けば豊かになるチャンスがある」という地域になるべきだ。そのためにすべての人に起業の機会均等を与える。空港や港湾が整備され、自然があり、高等研究機関がある。これらを九州一体で活用できるように道州制に移行し、アメリカンドリームのように九州ドリームを目指すべきだ。	E ・ビザ免除に関しては国の専権事項なので道州制移行しても解決は困難
		4　消防法の規制が全国一律で不合理 ・消防法の規制は非常に厳しい。倉庫や工場を建設するとき、床面積 1,000 平方メートル単位で防火壁を設置することが義務付けられているが、そのために床の一体的利用が妨げられ、建設コストも増える。全国一律ではなく、申請者ごとに弾力的な法運用ができないか。	D ・規制緩和で対応可能
		5　新産業の振興政策を各省庁が縦割で行っていて非効率 ・成長産業として産業集積戦略のシーズとなることが期待される産業(半導体産業、情報産業、環境産業、バイオ・医療産業、健康・食品産業など)は所管官庁が経済産業省、総務省、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省などに分かれており、分野ごとの産業振興政策が省庁間の縦割り行政によって実施されているため、補助金交付時期の違いなどから産産連携が進展しにくい。 ・産業振興には各省庁を横断する総合的な地域産業政策の実施が必要であり、各省庁の持つ権限と財源をその地域に集中的に投下すべきだ。将来的には道州制になって権限と財源を移譲し、道州が戦略的産業集積拠点を形成して九州の一体的な産業振興を行うようにすべきだ。	A ・産業政策に関し国から地方への権限、財源移譲が必要 ・県合併が必要
	(2) 社会資本整備	**6　国の港湾・空港政策は国際情勢の変化に対応できていない** ・日本の港湾はプサン、上海にハブ機能を奪われた。これは日本が世界との競争に遅れた典型的な例だ。その原因は、霞ヶ関が国内だけに目を向け、国内の港湾、空港の整備はどうあるべきかという部分最適を求めたからだ。 ・例えば、港湾の電子通関は中国などアジア諸国は日本よりも進んでいる。世の中は日本が考えているよりもっと早く動いている。この現状を克服するには、アジアの動きを最も近くで感じることのできる九州が港湾・空港の整備を自立的に行うことだ。そのためには道州制に進むのが一番だ。	A ・港湾、空港整備に関し国から地方への権限、財源移譲が必要 ・県合併が必要 ・但し、ハブ空港･港湾整備は国の事務だという意見も強い
	(3) 国際・社会政策	**7　まちづくり三法は市町村単位であるため中心市街地の再生は難航** ・まちづくり三法は、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法だが、市町村単位でまちづくりを行うことになっているので、一つのまちが中心市街地の再生を目指して計画を立てても、隣町が大型ショッピングモールを誘致してまちづくりを進めると、住民はショッピングモールに流れて中心市街地の再生は難しくなる。広域的なエリアでのまちづくりが必要だと思う。何もないところが大型店を誘致して、既存商店街を抱える市に勝つことなる。	D ・市町村合併で対応可能

分　野		事　例・意　見	解決策
		8　建築基準法の全国画一的な適用のため地域の個性あるまちづくりができない ・湯布院町（現在由布市）は 1990 年に「潤いのあるまちづくり条例」を制定しようとした。当初の条例案には、建物の高さ制限やそれに従わない業者に対する給水制限条項が盛り込まれていたが、建築基準法を超える規制は認められないとの建設省（当時）の指導で、空域率(建蔽率の逆数)や高さ制限などの開発規制の部分は強制力のない行政指導に変更された。全国画一的な建築基準法の適用が、地域が進めるまちづくりの障害になっている。 ・このような建築基準行政や都市計画といった地域計画に密着した領域については、行政権限を国から市町村へ移譲すべきである。	D ・景観保全のための規制に関し国から地方への権限、財源移譲が必要 もしくは構造改革特区で対応可能
		9　産業廃棄物関連法の一律的な適用により市独自の環境行政が進まない ・福岡県宗像市では、産業廃棄物処理業者の焼却施設の建設に対し、地下水汚染などの環境問題を理由に住民が反対し、宗像市長は市の条例に基づいて市環境保全審議会の答申を受け、業者に計画廃止を勧告した。これに対し、産廃業者は法的手続きは完了しており、条例は憲法違反だとして提訴した。福岡地裁で 1997 年、和解が成立し、業者は焼却施設建設を断念する代わり、宗像市は業者の焼却施設用地を買収するとともに解決金５億 8,000 万円を業者に支払った。全国一律の法適用が宗像市の進める環境政策の妨げになっている。	D ・環境保全政策に関し国と県から市町村への権限、財源移譲が必要 (orE) ・環境保全は広域的課題であり道州が受け持つべき事務なので道州制に移行しても解決しない
		10　学校の校舎には全国一律の細かな規制が多い ・学校の建て方などに全国一律で細かな規制があり、使用上の不便を感じる。たとえば、「教室は南に面し、廊下は北側」という規制は、暑い南九州や沖縄では逆が望ましい。また、「管理」に注目し万一の退避を考えない出入り口の数規定なども問題だ。	D ・規制緩和で対応可能
２．国と県（県と市）の二重行政の課題	**(1)　産業政策**	**11　類似のベンチャー支援を県と市がそれぞれ実施していて非効率** ・ベンチャー企業の支援は、同一県内でも県と市がそれぞれビジネスマッチングなど類似した支援を行っている。横の連携を強めてほしい。	D ・県と市が連携して施策を実施すべき
		12　国と県それぞれによる産業クラスター形成事業は非効率 ・経済産業省の産業クラスター計画、文部科学省の知的クラスター創生事業、農林水産省の食料産業クラスター形成事業に加え、各県が産業集積的な取り組みを行っていて非効率だ。各省庁の権限と予算を九州に移管し、これに各県の資金も加え九州全体で戦略的な産業集積拠点の形成を行うべきだ。	A ・産業政策に関し国から地方への権限、財源移譲が必要 ・県境を越えた取り組みであり、県合併が必要
	(2)　社会資本整備 **―該当なし―**		
	(3)　国際・社会政策	**13　県、市、民間がそれぞれ海外に経済ミッションを派遣していて非効率** ・今はグローバル時代だから、経済ミッション、姉妹都市提携などの国際交流も県単位や市町村単位ではなく、九州単位でやるべきだ。外国の都市からは、県や市や民間が何度もバラバラで来るのではなく、目的はほぼ同じなのでまとまって来てほしいといわれる。九州が一つになって交流すれば、人口、経済規模にしても大きなパワーになる。 ・熊本と大連、福岡と大連ではなく、九州と大連が交流する。上海の関係者からは、あなたの県以外の地域とも交流したい、鹿児島とも交流したいと言われた。海外の大都市は県や市町村単位の交流は考えていない。	B ・各県の利害が一致しないので政策連合は困難 ・県合併を行い、ミッション先への窓口とミッション主体を一本化することが必要（訪問先で頻繁に求められる）

分　野		事　例・意　見	解決策
３．都道府県制度の課題	**(1) 産業政策**	**14　各県ＴＬＯ単独による中小企業の産学連携支援では成果が少ない** ・地場の中小企業は、大企業と違い産学連携や共同研究をしようとしても大学の研究テーマ等の情報収集能力が不足している。また、大学との研究開発は数年かかることがあり、中小企業が提供する共同研究の資金が続かなくなるケースもある。 ・一方、大学側も地場企業のニーズを把握できていない。九州の産学連携は商品開発分野でも成果が少ない。 ・産学連携を促進するには、地場の中小企業のニーズと地元大学の研究実績・テーマを広域的にマッチングさせ、あわせて企業の研究開発資金を援助する九州の統一機関およびファンドを設立することが必要だ。その際、九州各県に 8 つある TLO を機能統合してマッチング機関の母体とすることが効率的だ。各県の TLO 単位ではマッチングの機会が少ない。 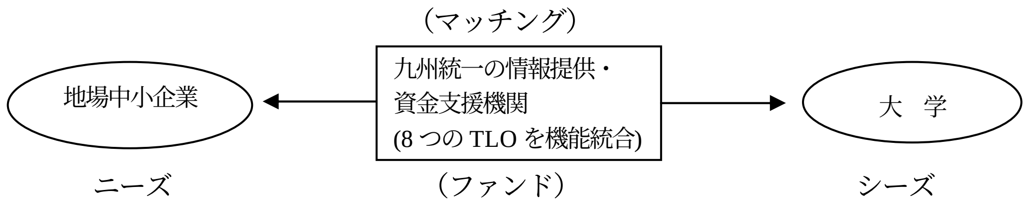 	E ・ＴＬＯは民間企業なので本来はＴＬＯ間の連携で対応するべき (orＣ) ・但し、補助金を通じた政策連合での対応も考えられる
		15　各県に分散立地している工業技術センターとの共同研究は企業にとってメリットが少ない ・福岡県には工業技術センターが 5 箇所あり、約 100 人の研究員が働いている。このセンターを活用して地場企業が技術開発できるように 6 年前に推進組織をつくり、5 つのセンターの研究員と 180 社の中小企業が集まってテーマを決め、共同研究を始めた。実際、60 のテーマが決まり研究成果もでた。研究成果による企業の売り上げ増は 5 億円に上った。 ・このような工業技術センターは九州・沖縄に 13 あり、各県に分散している。工業技術センターを集約すれば一大研究所ができる。これに国の研究所も統合し、研究所が大同団結すれば世界有数の研究所ができる。広域行政の視点に立ってオーガナイズすることが、研究水準の向上と九州の発展に繋がる。 ・企業としては、各県ごとの小さな工業技術センターと組んでも研究テーマが限られメリットが少ない。企業は世界の最も優れた研究所と組まないと競争に勝てない。バイオ、ナノテクなどは全国各地でどこでもテーマにしていて、技術集積を図ろうとしているが、それよりも分野ごとに重点的にどこかに集積させてレベルを上げる。そうしないと競争に勝てない。九州が一つの行政区画になれば、分野別の集積が可能になり今よりもっと良くなる。	C ・政策連合で対応可能
		16　各県単位の企業誘致ではインセンティブが働かない ・企業誘致は各県単位では、マーケットが小さく、大学などの研究機関、港湾・空港などのインフラ、従業員のための病院・学校などの利用が限定され、インセンティブが働かない。九州が一体となれば、人口 1,480 万人、GDP48 兆円、77 の大学と 35 の空港を有する魅力のあるマーケットが誕生する。そこで企業誘致の専門機関をつくり、内外の企業が九州に進出するときは、企業にグローバルオファーを出してもらい、各市町村間で入札を行い進出地を決定するようなシステムをつくる。地域間競争を公正に行うためのシステムとなりうると思う。	C ・政策連合で対応可能
		17　各県単位で自動車部品メーカーと地場企業の商談を行っていて裾野が広がらない ・九州に進出した自動車産業にとっては、部品調達のコストダウンが最大の課題だ。自動車製造コストの 8 割が部品コストだが、現在の九州域内からの部品調達率は金額ベースで 50%。本州などからの部品調達の物流費の負担が大きいので地元調達率をあげることが不可欠だ。それには県単位での部品メーカー誘致や取引ではなく、もっと広域から地場企業を集め、育てる必要がある。各県ではそれぞれ複数の類似の自動車産業振興策を進めているし、政令市も同じ施策を実施して県と張り合っているが、連携すればパワーが生まれる。 ・北部九州の自動車生産は 100 万台体制になり、福岡、佐賀、熊本、大分の四県連携が始まったが、４県に限ることはない。昨年 12 月に福岡県が自動車部品産業を育てるために、進出した一次部品メーカーと地場企業の商談会を初めて行い、九州全県を含む西日本地域から 120 社が参加した。このような取り組みを九州全県が一体化して行うべきだ。 ・北部九州の自動車産業の経済効果を九州全体に波及させることが重要だ。九州が、東南アジアなどへの自動車や部品を輸出する拠点になるようにする。自動車本体の生産拠点は九州北部でも、九州全体に部品の製造拠点を置き九州全体を活性化させる政策が必要だ。 そのためにも九州が一体となって幹線道路を整備することが必要だ。	C ・政策連合で対応可能

分　野		事　例・意　見	解決策
		18　各県がそれぞれ小麦の品種改良を実施しているためブレンド商品ができない、ロットも小さい ・九州各県で小麦の品種改良をバラバラにやっているため、品質が異なり、それぞれの数量は小さい。品質が違うと、例えばタンパク質の含有量が異なるなどの理由で他の品種とブレンドできないといった問題が生じる。ある小麦製粉企業は「各県ごとに小麦の品質が異なるうえに、ロットが小さいので九州域内のものは扱えない」と言っている。九州が一体となって、統一した品種の栽培や統一ブレンドによる九州ブランドをつくれば、九州産の小麦の量も増え販路は拡大する。	C ・政策連合で対応可能
		19　各県単位で農産物を生産販売するためロットが小さく競争力がない ・農協の農産物販売方法には問題がある。九州・沖縄各県の農業団体は東南アジアでの販路開拓に熱心だが、各県ともいちごを商品として持っていくため、各県は競争して値下げせざるを得なくなる。農産物の海外輸出には検疫制度の壁があり、多様な農産物を大量に輸出できる状況にはなく、当面輸出市場は小規模だ。そのような状況のなかで、各県の農協がバラバラで同じ品目を輸出したのでは、買い手市場で九州の農産品は買い叩かれる。また、各県単位の品揃えでは季節によって輸出品目が途切れてしまう。そこで、九州の各県と農協が連携してひとつになり、九州の気候の違いを生かしてリレー出荷するなど、ロットの拡大と輸出の連続性を確保する工夫が必要だ。 ・農産物の販売プロモーションも、各県の補助を受けて農業団体が各県単位で行っている。その原因は、各県に農業試験場があり、品種改良や新しい品種づくりが各県競争で行われ、できた産物を各県の農業経済連を通じて販売するという仕組みができあがっているからだ。 農業試験場が連携し、九州ブランドをつくって九州が一体となって農産物の生産販売を行う必要がある。 ・中国向けに九州の各県が物産を販売しようとしているが、県単位で対応している。みんな上海に輸出しようとしている。それなら連携すればよい。各県から持ち込まれる物販の話はロットが小さすぎて、1 件当たりだと数百万円程度のものが多い。 当社は、中国に冷凍・低温の食品倉庫を持っている。中国国内の物流ネットワークも持っている。インドにも冷凍物流のネットワークがある。九州各県の食品がまとまれば、当社も輸出品として取り扱うことができる。ロットが小さいと、梱包コスト、プロモーションコスト、人件費などがかかり、商品価格が上がって競争力が低下し、商業ベースにならない。	C ・政策連合で対応可能
		20　屠畜場が乱立していて衛生水準の向上が課題となっている ・市や農業団体が運営する屠畜場が乱立しているため、いくつかの屠畜場では牛肉の BSE 問題に伴う衛生基準の厳格化に対応した設備投資余力がなくなりつつある。ヨーロッパでは大規模な施設に集約して処理している。日本でも広域行政の視野に立ち、大規模化を図り、高度な衛生的処理のできる施設にするべきだ。 （九州・沖縄 8 県の屠畜場；福岡 7　佐賀 2　長崎 5　大分 3　熊本 6　宮崎 8　鹿児島 20　沖縄 7　計 58 ヶ所）	E ・屠畜場の運営主体（市、農協など）が衛生基準を守るべく努力する。統合の是非は各主体が判断
		21　各県が農産品の認証制度を持っているため統一ブランドがつくりにくい ・日本の農産、加工品は JAS 法によって有機表示ができるが、九州・沖縄では、各県や各農協が認証する減農薬・減化学肥料栽培農産物認証制度がある。しかし、県単位で認証されているので、認証件数が少なく、農産物の数量も少ない。少なくとも九州統一の認証制度をつくり、認証件数を増やしロットを大きくして消費者に量販できるようにすべきだ。 韓国では国家統一のブランド認証制度があり、農産物輸出公社が要件を満たした農産物に統一マークをつけて品質を国家が保証している。 日本にはそういう組織はなく、各県バラバラだ。	C ・政策連合で対応可能
		22　鶏糞発電所の燃料調達が各県単位では非効率 ・宮崎と鹿児島県境に農協系の鶏糞発電所ができたが、宮崎県が出資者になっていることもあって、宮崎県内からしか燃料の鶏糞を集められない。鹿児島県の方が近いのに、多くの輸送費をかけて遠い宮崎県内から運んでいて非効率だ。	D ・運用の改善で対応可能
		23　九州は観光ロットが小さく中国からみると北海道の方が魅力 ・中国の国務院国有資産監督管理委員会の李栄融主任（大臣格）は、2004 年 6 月、東京の同友会に招かれて来日したとき、観光なら九州よりも北海道だと発言した。北海道の方がロットが大きいからだという。北海道と観光で競争するためには、九州各県がひとつになってロットを大きくしなければならない。九州観光推進機構に期待したい。	C ・政策連合で対応可能 ・九州観光推進機構で取り組み中

分　野		事　例・意　見	解決策
	(2) 社会資本整備	**24　県単位の補助金のため広域観光商品開発ができない** ・観光商品の開発に際して、一つの県から補助金をもらうと、他の県の観光地を含んだ商品開発がやりにくい。例えば、阿蘇ー竹田の宿泊型観光商品を開発する際、熊本と大分の県間連携がない場合に、壁がある。	C ・「九州観光推進機構」などの政策連合で対応可能
		25　申請様式が県によって違うので困っている ・県や市町村によって、建設業の指名願いの様式が違う。これが一番困っている。決まったことは守らないといけないが、各県、市町村がばらばらに決めてもらっては困る。連携はしているといわれるが、それを作成する側からするとまったくばらばらだ。	C ・政策連合で対応可能
		26　各県ごとに空港・港湾が整備されていて非効率 ・日本の国際競争力を支える産業インフラは空港、港湾、道路だが、県ごとに整備されているので無駄が多い。北部九州を例にとると、港湾は新門司、小倉、大刀浦、響灘、博多、下関がバラバラで整備されている。九州全体で優先順位をつけて整備する体制が今はない。九州の産業を活性化させアジア諸国に対抗できる社会インフラの整備をしようとしても、現在の県単位、霞ヶ関体制ではできない。九州がひとつになり、国の権限と財源を移譲する道州制になればそれができる。	A ・インフラ整備に関し国から地方への権限、財源移譲が必要 ・県合併が必要
		27　九州全体で航空需要を考え、空港の一体利用を図るべきだ ・九州には国際線をもつ空港が各県に整備されているので、道州制に移行して九州全体で航空需要と供給を考える。福岡空港は満杯だが、熊本空港や佐賀空港は余裕があり、新幹線が全線開通し、循環型高速道路の整備を進めれば空港間アクセスがよくなり、一体利用が可能になる。 ・九州がひとつにまとまり、佐賀空港を九州の国際拠点空港として活用することも道州制なら可能だ。大都市から少し遠くても国際線ならそれほど不便は感じない。	A ・新幹線、高速道路など交通インフラ整備の権限、及び第２種空港の管理権限を国から地方へ移譲することが必要 ・県合併が必要
		28　新幹線西九州ルート整備の遅れ ・九州新幹線西九州ルートは、自治体間の調整が難航し時間がかかったが、九州全体のことを考えればもっと早く解決したと思う。 九州の一体的発展のためには県の合併が必要だ。九州という視点で長崎や佐賀の将来を描くことが大切だ。	B ・県合併が必要
		29　各県の横並び意識が強いため東九州自動車道が繋がらない ・全長 436km の東九州自動車道は、平成元年に大分～佐伯間などの基本計画が承認されて以来、現在までの供用区間はまだ 81km である。 しかも、現在、大分県、宮崎県、鹿児島県の３県の県庁所在市付近などで平等に 27km ずつ供用しているため、いつまでたっても繋がらず高速道路としての効果を住民が享受できないでいる。県を廃止して各県横並びの弊害をなくし、交通需要の多い箇所から優先して供用し、その通行料収入を次の工事区間の建設費に充てるなどの効率的な道路整備が是非必要である。 ・東九州自動車道は、西九州では必要性を感じない人が多いが、循環型交通網として整備することでその効果が全九州に及ぶことになる。各県が常に九州全体を視野に入れ、九州トータルで考えればもう少し整備に力が入るはずだ。また、“九州内の高速道路無料化”など九州独自の政策も必要だ。	A ・東九州自動車道の整備の遅れは、大分、宮崎、鹿児島各県の横並び意識が原因なので、県合併が必要 ・高速道路整備の権限を国から道州に移譲することが必要
		30　都市開発において土地区画整理法などの解釈が県によって違う ・都市開発について、土地区画整理法や都市計画法など法律の解釈が各県によって異なる。北海道において開発をする場合、道がひとつなので解釈はひとつだが、九州では同種の開発をする場合でも各県とそれぞれ開発協議をしなければならず、その際各県で法律の解釈が異なることがある。	D ・各県の担当者間の連携強化で対応可能

分　野		事　例・意　見	解決策
４．意見	(3) 国際・社会政策	**31　九州一体となった効率的な社会資本整備が行われていない** ・県境があることによる社会資本整備の進捗の遅れ（例えば虫食い的な高速道路整備や既存駅から離れた地域からの新幹線建設、九州国際空港の未実現)、金太郎飴的なかつてのテクノポリスやリゾート開発指定争いなど、これまでにも多くの弊害が見られた。政令指定都市福岡と北九州の間でのスーパーハブ港湾をめぐる競争も同様だ。 各県がバラバラに行政を行っており、九州地域全体という視点は現在のところお題目でしかない。	A ・インフラ整備の権限移譲が必要 ・広域的な課題なので県合併が必要
		32　県単位で環境問題に取り組んでも効果は不十分 ・地球温暖化、森林、河川、海洋、大気などの環境問題は、地域性を考慮しつつ広域的な対応が必要不可欠だが、現状では各県が条例や基本計画などに基づいて施策を講じている。もっと広域的で整合性のある施策が必要だ。産業廃棄物税の一斉導入や森林保全に関する税を複数の県で導入したことは良いことだ。	C ・政策連合で対応可能
		33　県民から集めた税金を他県にも役立つようには使えない ・今、欧米では cross boarder collaboration(国境を越えた地域間協力)が効果を挙げ、脚光を浴びているが、わが国では県境を越えた地域間協力は十分に行われていない。それは、県民から集めた金を他県に役立つようには使えないという基本的制約によるものだ。 したがって、九州全県が一体化すれば外国一国にも匹敵する経済規模になるのだから、たとえば日韓海峡圏や環黄海圏における地域間協力が行いやすくなる。九州が一体となってこそ、国境を越えた地域間協力をめぐる地域特区の要請に迫力が出てくる。	C ・政策連合で対応可能
		34　九州の人材を九州にとどめ置くための施策が必要 ・少子高齢化社会では、九州で雇用機会をつくり、九州の人材を東京に行かせずに九州にとどめおくことが活性化につながる。そのために、魅力ある九州をつくる。魅力を出すためには、九州に本拠地を持つ企業を増やし、九州内での人材確保を容易にすることだ。 例えば、キヤノン、ダイハツ、トヨタ、日産のような魅力ある企業をもっと誘致し、就職したいと思う企業を増やすべきだ。 また、本体だけでなく、部品関連のデンソー、アイシンなどのような企業も誘致する。それには、税制優遇措置が必要だ。税制措置は県単位では無理で、国税の権限を国から地方に移譲しなければならない。その際、県ではなく州が受け皿になるべきだ。	A ・法人税、消費税の課税権を国から道州に移譲する事が必要 ・九州が一体となって企業誘致するためには県合併が必要
		35　広域的な行政視野を持つ人材の育成には広域行政体が必要 ・九州全体を展望する人材を育成するためには、道州制が必要だ。組織をつくれば壁ができ、セクト主義に陥る。そうならないように組織横断的な協調・連携をさせ、トップが広域的にものを見てリーダーシップを発揮できるようにする。そのようなトップを育てるためには、道州制という組織をつくって広域的にものを見るようにする。今の各県の範囲だと県のことしか考えないから、どうしても広域行政体づくりが必要になる。 ・国から地方に権限移譲を求めると、国から「地方に人材がいますか」という言い方をされる。地方には優秀な人材がいるが、各県単位よりも道州の単位で人材を集めれば、より高い視野の人材を育てることができる。これからは国家公務員よりも地方公務員の方がやりがいがある、県の職員よりも市町村の職員の方がやりがいがある、そういう社会を創るべきだ。	A ・内政全般の企画立案執行に関し国から地方への権限、財源移譲が必要 ・九州単位の視野を持つには県合併が必要
		36　九州の国宝、重文の循環政策を道州制で実現する ・九州の文化、歴史を育てることも道州制の意義だと思う。企業合併も相互に強みを活かすことを目的としている。九州の各地域が文化歴史などの強みを磨き、合併後も埋没しないようにする。熊本県は国宝が一点もない珍しい県だ。今、細川家のコレクションを集めた東京の永青文庫の所蔵品を一時、熊本に里帰りさせようと考えているが、九州の美術館、博物館等の財宝を相互の貸借りによって九州全域に循環させる取組などは、道州制に移行することで実現しやすくなる。また、九州の国宝、重要文化財の名鑑をつくって公開し、どこにどのような文化財があるのかを市民が簡単に分かり、親しむことができるようにしなければならない。	C ・政策連合で対応可能
		37　バイオマスを九州全体で有効利用する ・九州全体と見ると、農畜産廃棄物は北部九州では少なく、鹿児島や宮崎で鶏、豚の糞尿が多く発生する。これは資源としてのバイオマスの賦存量が南に多いということであり、今後、九州全体で広域的に利用したほうが良い。	C ・政策連合で対応可能

分　野		事　例・意　見	解決策
		38　道州制になれば放送局は再編、淘汰されるだろう ・テレビ局は最後の規制産業といわれ、各県域エリアで総務大臣の事業免許を受けて事業を行っているので、道州制は存立に関わる問題だ。 テレビ放送は放送法によって放送区域が定められる。関東、中京、近畿では「広域放送」が認められているが、それ以外の地域は「県域放送」と規定されている。九州各県の放送局の数は、民放は福岡５、佐賀１、長崎４、熊本４、大分３、宮崎２、鹿児島４の計２３局となっていて、需要と供給のバランスに配慮している。電波帯は各放送局に別々の帯が割り当てられ、同一地域内で混信しないようになっている。 ・テレビ局の経営基盤は小さく、地上デジタル化に伴う設備投資の負担が大きいので、道州制になり従来の県域エリアを越えた放送区域が設定された場合、九州７県に23局ある民放テレビ局は、再編・淘汰されるだろう。	—
		39　道州制になるとコマーシャル料が節約できるメリットもある ・道州制のメリットとしては、経営基盤の弱いテレビ局が統合し、九州のテレビ局の数が減ると、地場企業はこれまでたくさんのテレビ局に支出してきたコマーシャル料を軽減でき、企業の商品価格を引き下げることができるといった効果も出てくるだろう。	—
		40　多額の長期債務残高を抱え行政のスリム化が必要 ・長崎県は長期債務残高１兆円を抱え、県や市からの補助金政策にもかかわらず企業誘致が進まない。観光事業に力を入れ交流人口を増やそうとしているが、人口150万人の長崎県は、九州で最も人口減少率が高い。多くの離島を抱え、今までのように国からの金に依存できなくなってきた。このように、県は将来単独では生き残れない厳しい状況にある。国の借金も莫大で国もこれ以上もたない。 当然、小さな政府が必要で、地方も国に依存できない。地方もスリム化を図る必要があり、市町村合併が進むことになる。 市町村合併が進むと、市町村は市民に最も近い中核的存在として重要になってくる。 そうすると国と市町村の間の中二階にある県は、行政コストをスリム化するために道州制に移行する。その際、県はなくなることが前提だ。	A ・道州制に移行すれば、間接経費の削減、東京へ陳情する交通費や東京事務所の設置が不要となり、行政コストの削減が見込まれる ・自主財源が充実し、税収の有効活用へのインセンティブが働く
		41　道州制は主権者である国民に最も近い市町村が基本的な権限を持つべきだという極めて明快な思想に基づくもの ・憲法の規定では主権は国民にある。主権者である国民は、まず住民としてその主権を一番身近な市町村に託すことになる。そこに主権の担い手としてまず市町村が成立する。これが「地域主権」の意味だ。そして、市町村を都道府県が補完し、都道府県を国が補完するかたちで事務が配分され、主権が移譲される。したがって、都道府県や国の権限は、主権者である国民から付託された範囲でのみ行使される。 道州制は、主権者である国民に最も近い市町村が基本的な権限を持つべきだという極めて明快な思想に基づくものだ。	—

分　野		事　例・意　見	解決策
	参　考	ー九州における産業集積的な取り組み事例ー	

経済産業省（産業クラスター計画）

〇九州シリコン・クラスター計画（半導体関連産業）

〇九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ＜K－ＲＩＰ＞（環境・リサイクル産業）

〇ＯＫＩＮAWA型産業振興プロジェクト（情報・健康・環境・加工貿易分野）

文部科学省（知的クラスター創生事業）

〇九州広域クラスター

・北九州ヒューマンテクノクラスター（ＩＴ）

・福岡システムＬＳＩ設計開発クラスター（ＩＴ）

農林水産省（食料産業クラスター）

各県の取り組み

（福岡県）

〇シリコンシーベルト福岡構想

〇福岡バイオバレープロジェクト（福岡県バイオ産業拠点推進会議）

〇ロボット産業振興会議、福岡ナノテク推進会議、ものづくり推進会議

〇北九州バイオ産業クラスター戦略会議

（北九州市）

〇エレクトロニクス産業拠点構想

（飯塚市）

〇e-zuka トライバレー構想

（熊本県）

〇セミコンダクタ・フォレスト構想

（大分県）

〇おおいた LSI クラスター構想

（宮崎県）＜みやざき産業クラスター推進協議会＞

〇食と健康バイオクラスター

〇ＩＴリゾートクラスター

（鹿児島県）

〇食の産業クラスターの形成

〇電子デバイスフロンティア構想

（福岡市）〇ロボスクエア、次世代ロボット研究会

（佐賀県）〇シンクロトロン光施設利用研究フォーラム

（長崎県）〇電子デバイス長崎構想

（その他）

・熊本県での「ライフサイエンス研究会」や、文科省「都市エリア産学官連携促進事業」における各県でのライフサイエンス分野等への取り組み。

・霧島工業クラブでの都城市を中心とした「盆地クラスター」等の取組み。

・北部九州での自動車メーカーの増産・新設に伴う自動車部品産業の拠点化への取組。

現行制度の問題点（生活者の視点）

ヒアリング結果　―３３項目―

この調査は、 2006 年 2 月 21 日～４月 13 日の間に、 九州地域戦略会議 道州制検討委員会事務局が、

九州の NPO、生涯学習センター、女性センター、男女共同参画活動交流協議会、タウン情報誌、

グリーンツーリズム団体、青年会議所等で活動する市民にヒアリングを行った結果をまとめたものです。

分類基準　**A**；道州制でないと解決できないもの　……………………………… 県合併に加え、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴うもの

B；県合併で対応可能なもの　………………………………………… 九州の全部または一部の地域で県合併を行う必要があるもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの

C；政策連合で対応可能なもの　……………………………………… 各県が共通の課題について共通の政策をつくり連携して実行することで解決を図るもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの

D；法改正や運用改善、規制緩和、権限移譲、構造改革特区、地域再生計画等で対応可能なもの
…… 現行制度の活用で対応可能なもの

E；道州制でも解決できないもの　…………………………………… 憲法改正を伴うもののほか、ＡＢＣＤのいずれにも該当しないもの

上記で複数の分類が可能なものは、既存制度の活用やより緩やかな解決策を優先する

2006 年 6 月 9 日

九州地域戦略会議　道州制検討委員会

現行制度の問題点（総括表）　生活者の視点

	国の中央集権システムの課題等	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
１．学校教育	・不登校児支援の仕組みに国の縦割行政の弊害がある …１Ｄ ・文部科学省の教育方針には一貫性がなく、地域ニーズに適合していない …２Ｄ ・国は中学校のクラスの人数、天井の高さ、校舎の改築時期まで細かく定めていて、学校現場に自由がない …３Ｄ		
２．雇　用	・国の雇用政策は東京中心で地域に適合していない …４Ｄ	・職業教育や若者支援をハローワーク、厚生労働省の外郭団体、県などの機関がばらばらで行っていて非効率 …２１Ａ	・雇用政策が県単位、市町村単位で行われ非効率 …２２Ｃ
３．交　通	・国道の街路樹は国が決めたものなので、九州の気候に合わない …５Ｄ		・宮崎は交通網整備が遅れている …２３Ａ
４．家　庭	・ドメスティックバイオレンス対策に国の縦割行政の弊害がある …６Ｄ		
５．生　活	・保育所の入所資格が母親のニーズに適合していない …７Ｄ ・商品先物取引の規制に国の縦割行政の弊害がある …８Ｄ ・訪問販売のトラブル対応に国の縦割行政の弊害がある …９Ｄ		・壱岐、対馬の消費者は福岡県で買い物をしても、消費生活相談は長崎県に行かなければならない …２４Ｃ
６．環　境	・一級河川のビオトープは九州の気候に適合しない …１０Ｄ ・国が行う一級河川のクリーン運動は、住民は乗り気がしない …１１Ａ ・湖再生計画は国の縦割行政で時間がかかる …１２Ｄ ・商店街に空き缶回収器を置くのに市の窓口が２つあり、相互に連携が取れていない …１３Ｄ		・地球環境に関する取り組みは市町村単位では小さすぎる …２５Ｃ ・九州の水源である脊梁山脈の水源保全方策が各県ごとに異なる …２６Ｃ ・有明海の浄化保全は道州制で一本化を（提案） …２７Ｂ
７．税　金	・私たちが納めた国税が一旦国に集められ、地方にバックしてくる仕組みは不合理 …１４Ａ ・行政サービスの対価としての税額、公務員数は住民が決める（提案） …１５Ｄ		
８．福　祉	・行政とＮＰＯとの協働がもっと必要 …１６Ｄ		
９．離島振興	・離島に高級カジノをつくる（提案） …１７Ｄ		
10．観光・まちづくり	・酒税法の規制で産地特産のワインの事業化が難しい …１８Ｄ		・農村対策、過疎地対策は各県単位では不十分 …３１Ｃ ・各市町村で観光案内のサービス水準が異なる …３２Ｃ
11．医　療	・医療法により病院等の宣伝を規制しているため難病治療の名医がどこにいるのか分からない …３３Ｄ		
12．文化芸術	・地方都市は東京に比べて音楽祭、美術館など文化芸術面で格差がある …１９Ｃ		
13．新規事業		・バイオマス発電に対する補助金は、国、県、市町村がそれぞれ事務手続きを行っていて非効率 …２０Ｄ	
14．人材育成			・道州制を支える地方自治体の人材が育っていない …２８ＡorＥ
15．安心・安全			・経済交流は県境を越えているのに、警察管轄が県単位では不安 …２９Ｂ
16．少子化対策			・少子化対策は県単位では効果が出ない …３０Ｃ

分　野		事　例・意　見	解決策
１．国の中央集権システムの課題等	**(1) 学校教育**	**１　不登校児支援の仕組みに国の縦割行政の弊害がある** ・不登校児支援は、学校と家庭が連携して取り組む問題だが、学校側は文部科学省、家庭側は厚生労働省の管轄。国の管轄が違うため、県、市レベルでも縦割行政となり、それぞれが別々に不登校児支援に取り組み、連携が弱い。 ・不登校児が小中学生のときは市教育委員会、高校生になると県教育委員会が担当するので不登校児や家庭が継続して支援を受けられない。 ・文部科学省系列も厚生労働省系列も同じような施策は一本化し、関連部局の窓口を一つにすべきだ。その際、不登校児問題に関して、霞ヶ関が全国一律の対応策を考えるのは遠すぎて無理。政府が各地の問題を吸い上げ、平均的な対策を考えて地方に下ろすのでは迅速的確な対応ができない。不登校児の問題は地元関係者が一番良く知っている。対応権限と予算を地方に移譲すべきだ。 ・不登校児にはひとり一人にカルテが必要なのに、行政は不登校児全体を一括りにして対応しようとする。不登校児一人ずつのカルテをつくり、行政、学校、支援ＮＰＯが共有しあうことが効果的なのに、縦割行政の壁で実現しない。 **－現在の不登校児支援の仕組み－**　（縦系列ばかりで横方向への広がりがない） 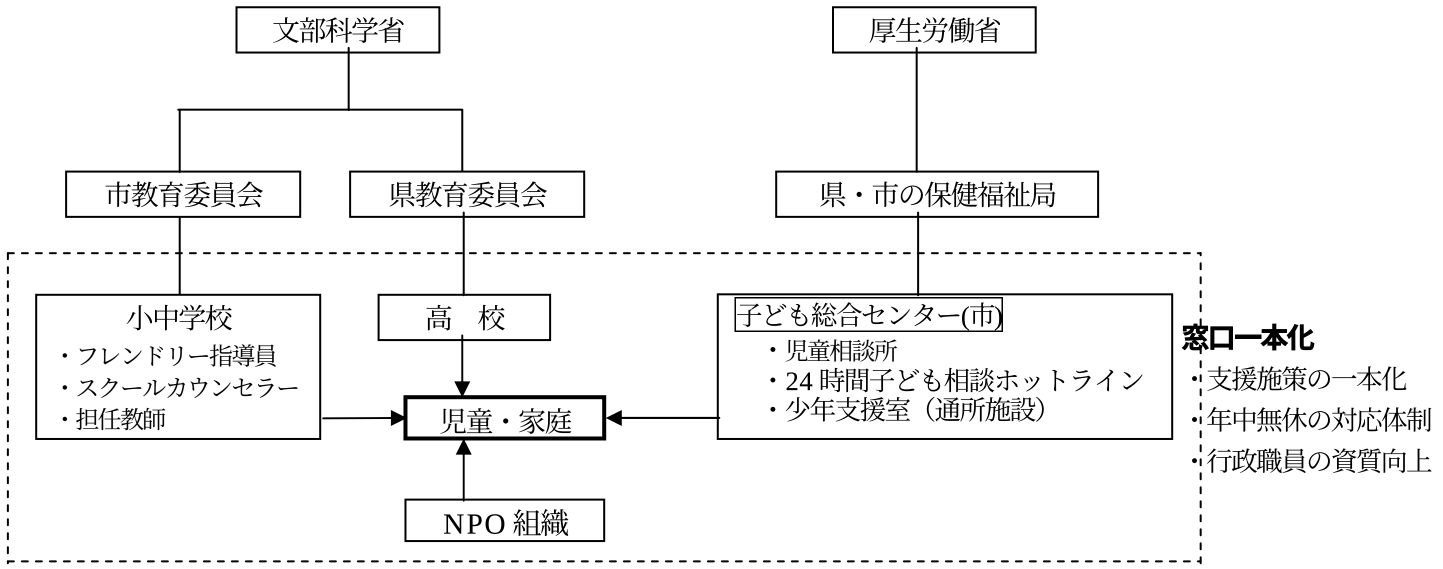	D ・不登校児支援に関し国と県の権限、財源、人材を市町村に移譲する必要がある
		２　文部科学省の教育方針には一貫性がなく、地域のニーズに適合していない ・文部科学省は、ゆとり教育を提唱して英語、パソコン、出前授業などの試みを学校に任せたが、学力低下が目立つとゆとり教育を変更しようとする。学校教育は文部科学省が大枠を決め、ゆとり教育などの内容は地域に任せる仕組みが必要だ。 ・地域のニーズに応じて、小中一貫教育、英語教育、プレゼンテーション能力訓練、田舎の人間らしい生活体験などを公立学校で教えるようにすべきだ。九州は中国や韓国に近く、国語教育とあわせて中国語やハングルの授業を早くから実施して国際感覚を醸成すべきだ。	D ・教育プログラムに関し国から市町村への権限、財源移譲が必要
		３　国は中学校のクラスの人数、天井の高さ、校舎の改築時期まで細かく定めていて、学校現場に自由がない ・中学校は１クラス 40 人と決まっていて、41 人だと２クラス、39 人だと１クラスだ。教室の天井の高さまで国が決めている。 ・老朽化した施設を改築するのに、耐用年数がきた校舎だけを先に改築し、耐用年数まで２年を残す武道場と体育館は２年後に改築しなければならない。３施設を同時期に改築した方が工事費面でも合理的なのに、国の規則で方針が決まっているため、学校、市教育委員会とも自由にできない。	D ・学級編成、施設整備に関し国から市町村への権限、財源移譲が必要

分　野		事 例・意 見	解決策
	(2) 雇　用	**4　国の雇用政策は東京中心で地域に適合していない** ・ハローワークやニート対策のヤングハローワーク、ジョブカフェは国が全国一律に実施、もしくは国の補助金で県が実施している。いずれも東京を中心に考えていて、地元就職を前提としており、高校生の三分の二が県外に就職するような地域の実情に適合しない。 ・男女共同参画に基づいて国が女性の起業・ベンチャーを支援する女性チャレンジ支援制度があるが、起業モデルが東京中心で女性起業家のいない佐賀の実情に合っていない。	D ・雇用政策に関し国から地方への権限、財源移譲が必要
	(3) 交　通	**5　国道の街路樹は国が決めたものなので、九州の気候に合わない** ・国道の街路樹の選定は国土交通省が行い、熊本では、国道にクスノキが植えられているが、住民は美観に優れたケヤキを望んでいる。クスノキは熊本では育ちすぎてトラックの通行の支障となり、住宅では日照阻害が起きている。街路樹の選定は地元に任せてもらいたい。	D ・国から地方への権限、財源移譲が必要
	(4) 家　庭	**6　ドメスティックバイオレンス対策に国の縦割行政の弊害がある** ・被害者は一人なのに、対策部署は警察、行政、裁判所に分かれ、行政はさらに県の福祉部局と女性センターが対応し決して一つのテーブルに着こうとしない。国が縦割なので地方も縦割になっている。家庭内暴力には総合対策が必要であり、窓口と対策を一本化する必要がある。	D・制度改革以前に各部署が連携して直ちに改善すべき
	(5) 生　活	**7　保育所の入所資格が母親のニーズに適合していない** ・保育所の入所資格は、母親が日中フルタイムで働いていることが要件。しかし、週に２、３日働きたい母親や、夜間勤務をしたい母親など、母親の労働意識は多様化している。保育所の入所要件は地域ごとに決めるのがよい。	D ・問題の根源は保育所不足 ・運用の改善で対応可能
		8　商品先物取引の規制に国の縦割り行政の弊害がある ・先物取引の規制は品目によって管轄省庁が異なる。金融商品の先物取引は金融庁が所管し金融商品販売法の適用がある。しかし、とうもろこしやガソリンの取引は金融商品ではないので管轄が農林水産省、経済産業省に分かれ、しかも金融商品販売法の適用がなく規制が緩やかだ。 ・このため、とうもろこしやガソリンの先物取引で失敗した場合、被害者救済が十分でない。商品先物取引は、投資や資金運用を目的としたケースが多いので、すべて金融庁が扱うべきだ。	D ・法律改正で対応すべき
		9　訪問販売のトラブル対応に国の縦割り行政の弊害がある ・電話の訪問販売では、電話機の販売には経済産業省が規制をかけるが、通信契約は総務省の管轄だ。そのため、電話の契約を解約したいとき、電話機本体は特定商取引法によって８日以内にクーリングオフができるが、通信契約にはクーリングオフの適用がない。経済産業省と総務省がタイアップすべきだ。	D ・法律改正で対応すべき
	(6) 環　境	**10　一級河川のビオトープは九州の気候に適合しない** ・国は一級河川の多自然型の環境保全策として河川敷にビオトープをつくっているが、九州は気候湿潤で雑草が茂りすぎる。ビオトープは亜寒帯のドイツで生まれたもので九州には不向き。河川の環境保全はその地域ごとに考えればよく、全国一律の必要はない。	D ・河川管理に関し国から地方への権限、財源移譲が必要
		11　国が行う一級河川のクリーン運動は、住民は乗り気がしない ・国土交通省が一級河川のクリーン運動を行っているが、地元住民は乗り気がしない。地元の私たちの河川なのに遠い中央の国土交通省が管理している。一級河川の管理や利用は、住民が求めているやり方で九州の河川という意識でやりたい。	A ・河川管理に関し国から地方への権限、財源移譲が必要 ・流域は広域であり県合併が必要

分　野		事　例・意　見	解決策
		12　湖再生計画は国の縦割行政で時間がかかる ・湖のヘドロを除去して再生させるため、県と市、予算を持つ国土交通省河川局も参加して協議会が発足したが、会合には県から河川、環境、水質保全など９課、市は 10 課、計 19 課の担当者が集まった。行政の末端が細分化し過ぎボトムアップで事業を行うには非効率だ。 ・湖の再生を効率的に進めるためには、分散化した権限と予算を市に移譲して窓口を一本化する必要がある。 ［国］　国土交通省河川局工事事務所 ［県］　総合政策局政策調整課、地域振興部地域政策課（都市圏振興室）、環境生活部環境保全課（水保全対策室）・自然保護課、商工観光労働部観光物産総室、土木部監理課・道路保全課・河川課・都市計画課（景観整備室） ［市］　企画財政局企画広報部企画課、環境保全局環境保全部緑保全課・水保全課、経済振興局観光振興部観光物産課・動植物園、都市整備局計画部都市計画課・下水道部河川課・下水道部東部浄化センター・公園緑地部公園建設課・公園管理課	D ・国、県から市への権限、財源移譲が必要
		13　商店街に空き缶回収器を置くのに市の窓口が２つあり、相互に連携が取れていない ・商店街に空き缶回収器を置くのに、商店街活性化は経済産業課、空き缶回収は環境課と窓口が分かれ、両方に相談しなければならない。国の縦割り行政のため市の行政組織も細分化していて、市民が提案型の事業を行うときは不合理だ。	D ・担当部署相互間の連携で対応すべき
	(7) 税　　金	**14　私たちが納めた国税が一旦国に集められ、地方にバックしてくる仕組みは不合理** ・私たちが納めた税金が私たちのために使われる税システムに変えていかないと、納税者のチェック意識が育たないし、地方行政も国からもらったお金だという意識になって無駄遣いする。国が必要な分は私たちが国税から納め、残りは地域のために使う制度がよい。 ・ごみ焼却場を自分たちの税金でつくるなら、建設が必要かどうか地元が真剣に考える。交付金や補助金でつくるからそこが不明瞭になる。	A ・行財政改革と地方分権改革の目的そのもの。税財政制度の見直しとその受皿として都道府県の合併再編が必要
		15　行政サービスの対価としての税額、公務員数は住民が決める（提案） ・行政サービスを減らして税金を少なくするか、行政サービスを向上させて税金を多くするかを住民が判断する仕組みをつくる。 ・自治体の職員数、議員数や税額は、全国一律の算定方法による必要はない。特に議員数は地域の財政状況を深刻に受け止め、減らすべきだ。	D ・運用改善で対応可能
	(8) 福　　祉	**16　行政とＮＰＯとの協働がもっと必要** ・心の健康、こどものうつ病対策として税金を使って保健施設をつくったが効果は現れていない。そこにＮＰＯの取り組む場がある。 ・行政ができない、行政に任せられない課題に取り組むのがＮＰＯの原点。不登校児支援は市職員のスキルが不十分で親は二度と相談しようとは思わない。不登校児支援のスキルを持ちニーズを把握しているＮＰＯと行政の協働がもっと必要だが、市の動きが鈍い。	D ・意識改革によって直ちに改善すべき
	(9) 離島振興	**17　離島に高級カジノをつくる（提案）** ・環黄海圏に住む５億人の富裕層をターゲットに、九州の離島に高級カジノをつくり、高級ホテルを誘致して観光集客を図る。	D ・特区等で対応できないか
	(10) 観光・まちづくり	**18　酒税法の規制で産地特産のワインの事業化が難しい** ・安心院ではワインづくりが盛んだが、酒税法では６キロリットル以上の製造量が必要なため、小規模な農家では事業化できない。規制緩和が必要だ。防腐剤の入っていない美味しいワインをそこに来た人だけに振舞うことで、リピーターを増やせる。	D ・規制緩和で対応可能
	(11) 文化芸術	**19　地方都市は東京に比べて音楽祭、美術館など文化芸術面で格差がある** ・地方都市の美術館は豪華だが中身がなく、一生に一度は訪れたいと思うようなものがない。しかし、九州全体では美術品が豊富なので、美術館どうしで国宝や重要文化財などの貸し借りを行い、宮崎にいて長崎の財宝を鑑賞できるようにする。	C ・政策連合で対応可能

分　野		事　例・意　見	解決策
２．国と県（県と市）の二重行政の課	**(1) 新規事業**	**20　バイオマス発電に対する補助金は、国、県、市町村がそれぞれ事務手続きを行っていて非効率** ・木材の廃材を使ったバイオマス発電に対する補助金は、１つの補助金なのに国が７割、県が２割、市町村が１割と振り分けられており、３箇所がそれぞれ事務手続きを行っていて非効率だ。	D ・新産業支援に関し国、県から市町村への権限、財源移譲が必要
	(2) 雇　　用	**21　職業教育や若者支援をハローワーク、厚生労働省の外郭団体、県などの機関がばらばらで行っていて非効率** ・国と県などの機関 15 あまりが税金を使ってばらばらで職業訓練や若者支援を行っている。たいへんな税金の無駄遣いだ。 ―国と県等の雇用政策の現状― **厚生労働省**　○公共職業安定所 ○外郭団体　・財団法人高年齢者雇用開発協会……………都道府県高年齢者雇用開発協会 ・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構…地域障害者職業センター …都道府県高年齢者雇用開発協会 …都道府県障害者雇用促進協会－障害者雇用支援センター ・財団法人産業雇用安定センター－地方事務所 ・独立行政法人雇用・能力開発機構　…職業能力開発促進センター（ポリテクセンター） …都道府県センター ・中央職業能力開発協会　…都道府県能力開発協会 **経済産業省**　○ジョブカフェ　・全国都道府県に設置（若者自立・挑戦プラン） **厚生労働省** **経済産業省**　○デュアルシステム　・独立行政法人雇用・能力開発機構、都道府県の職業能力開発施設等と企業 **文部科学省** **都道府県**　○都道府県雇用支援機構 ○ヤング JOB サポート（30 歳未満のＵターン支援） ○ふるさと人材バンク（UIJ ターン支援） **市**　○商工会議所（就労ガイダンス等）	A ・国と県の二重行政を解消するため、国から地方への権限、財源移譲が必要 ・雇用政策は都道府県のエリアを越え広域的に行う必要があり、県合併が必要
３．都道府県制度の課題	**(1) 雇　　用**	**22　雇用政策が県単位、市町村単位で行われ非効率** ・雇用の機会拡大を図る政策は県単位、市町村単位では無理。佐賀県では唐津市に隣接する福岡県の元岡に九州大学が移転してきたので、佐賀県側に雇用期待が高まっている。雇用政策は県をまたいで広域的に行う必要がある。	C ・政策連合で対応可能
	(2) 交　　通	**23　宮崎は交通網整備が遅れている** ・宮崎は交通の便が非常に悪く、大分～宮崎は自動車で４時間かかる。鹿児島本線沿いは高速道、新幹線が整備されているのに、日豊本線沿いは鉄道は単線で高速道路もない。道州制に移行し、高速道路の着工区間に優先順位をつけ、地域間格差を是正する施策が必要だ。	A ・高速道路の整備に関し国から地方への権限移譲が必要 ・大分、宮崎、鹿児島各県の横並意識が原因、県合併が必要
	(3) 生　　活	**24　壱岐、対馬の消費者は福岡県で買い物をしても、消費生活相談は長崎県に行かなければならない** ・壱岐、対馬から福岡に買い物に行ってトラブルに会った場合、福岡県の消費生活センターに相談すると、福岡は相談件数が多く管轄も違うといって断られるので、長崎県消費生活センターまで相談に行かなければならない。 ・壱岐、対馬は長崎県だが経済圏は福岡県なのでこのような問題が起こる。各県の消費生活センターが連携するか、県をひとつにすればこの問題は解消する。	C ・政策連合で対応可能

分　野		事　例・意　見	解決策
	(4) 環　　境	**25　地球環境に関する取り組みは市町村単位では小さすぎる** ・ごみの減量・分別やマイカー乗り入れ規制などの取り組みは市町村では小さすぎる。九州単位だと気候や生活様式が似ているので一体的に取り組めば効果的だ。	C ・政策連合で対応可能
		26　九州の水源である脊梁山脈の水源保全方策が各県ごとに異なる ・九州の脊梁山脈は熊本、大分、宮崎、鹿児島にまたがる九州の水源。九州全体で脊梁山脈を保全し、そこで涵養された水を河川水、湧水として渇水に悩む福岡をはじめ九州全域に供給するシステムをつくることが必要。	C ・政策連合で対応可能
		27　有明海の浄化保全は道州制で一体化を（提案） ・有明海の浄化保全は佐賀、長崎、熊本、福岡各県が連携して取り組んでいるが、道州制で一本化すればさらにコスト削減が図れる。	B ・県合併に進めば各県組織の統合でコスト削減が可能
	(5) 人材育成	**28　道州制を支える地方自治体の人材が育っていない** ・道州制を導入するには、自分たちの予算を将来展望の下に自由に使うセンスと能力を持った質の高い人材育成が急務だ。地方自治体の職員はこれまでそのようなトレーニングを受けていないため、特に市町村に広域行政のできる人材が育っていない。	A（orE） ・政策立案企画執行に関し国から地方への権限、財源、人材の移譲が必要 ・県合併により広域行政体をつくり広い視野の人材育成が必要
	(6) 安心・安全	**29　経済交流は県境を越えているのに、警察管轄が県単位では不安** ・佐賀県と福岡県は各地で県域を越えた経済交流が盛んだが、人の流れとともに犯罪も流入してくる。県境近くに住む住民としては、警察管轄も県境を越えてほしい。 ・県や市の境界付近で信号が多く交通渋滞が起きても警察の管轄が違うと解決できない	B ・県合併が必要
	(7) 少子化対策	**30　少子化対策は県単位では効果が出ない** ・宮崎県、鹿児島県、沖縄県を除く九州５県では少子化対策として平成 18 年度から子供クーポンを始め、就学前の子供を持つ親は、パスを見せると買物の際に 10%割引いてもらえる。しかし、少子化対策は県内だけでは効果が出ない。少なくとも九州全域に一斉に広げるべきだ。	C ・政策連合で対応可能
	(8) 観光・まちづくり	**31　農村対策、過疎地対策は各県単位では不十分** ・大分の安心院グリーンツーリズム（農村民泊）は、旅館業法と食品衛生法の管轄が地方分権一括法で国から県に移譲されたので、各県が条例によって農村民泊を実施することが可能となった。大分県だけでなく九州全体で実施し、農村対策、過疎地対策として取り組むべきだ。 ・大分県ではＮＰＯ大分県グリーンツーリズム研究会と財団法人日本修学旅行協会が調印し、修学旅行生の農村民泊を県全体で受け入れることにした。このような取組みを九州全体で実施して情報発信し、集客能力を高める。九州が７分割されていては東京に情報が届かない。	C ・政策連合で対応可能
		32　各市町村で観光案内のサービス基準が異なる ・九州は各県の市町村で観光案内の内容やサービス水準が違う。各県の県境を取り払って、各市町村が札幌のような観光水準の高い地域をベンチマーキングし、九州の市町村の観光水準を上げる仕組みづくりが必要だ。	C ・政策連合で対応可能
	(9) 医　　療	**33　医療法により病院等の宣伝を規制しているため難病治療の名医がどこにいるのか分からない（国の中央集権システムの課題等）** ・病院は各県の医師会の方針で、宣伝広告が規制され、病院名・医師名・診療科目程度しか宣伝できない。そのため、患者は九州のどこに難病治療の名医がいるのか分からない。道州制で医師会を一本化し、難病治療の名医を簡単に知るシステムをつくるべきだ。	D ・規制緩和で対応可能

分　野		事　例・意　見	解決策
4．意　見		**1　道州制になると各地域のアイデンティティが消える** ・道州制になると各地域のアイデンティティが消えることが心配。小さな自治体では、合併で地名、町名が消えたり、伝統文化、歴史が消えて没個性にならないように地域への愛着を強める取り組みが必要だ。 **2　集落消滅の危機が加速する** ・九州では大分、宮崎などで過疎化が進んでおり、集落消滅の危機が生じている。道州制になると一層加速するかもしれない。 **3　九州全体が画一化する** ・道州制になり、九州全域に一律、画一的な施策が実施されれば、九州が均一化してしまう。九州が農産物の統一ブランドをつくって販売することはいいことだが、反面、各地域の独自性が消えてしまう。 **4　効率性一辺倒の経済界主導の地方分権には懸念がある** ・地方分権には賛成だが、福祉や環境など効率性だけでは律することのできない分野がある。効率性一辺倒の経済界主導の地方分権には懸念がある。教育・福祉政策と経済政策を切り離し、経済合理性とは違う尺度で教育・福祉政策を実施することが必要だ。 **5　道州内の地域間格差が拡大する** ・教育、福祉事務を市町村に移管したら、同じ道州内での地域間格差が拡大する。効率性を重視すると福祉の切捨てになり、教育分野では市町村の経済格差が教育格差に繋がる。１クラスの生徒数、学童保育、義務教育教科書の有料化などは市町村の財政力格差によって差が生じる。 ・高齢者、要介護者、障害者が福祉サービスを受ける際の自己負担が増えており、道州制になると市町村の財政力格差によってこれらの問題が加速することが懸念される。 **6　離島や中山間地の自治体は一人前の自治体にはなれない** ・離島などの自治体は合併が難しく、一人前の自治体になるのは無理だ。 **7　住民は道州制に関心がない** ・住民は道州制には関心がないが、消費税の増税には関心がある。消費税の増税が論議されるときに、国と地方のスリム化による行政コストの削減が先だ、その選択肢として道州制があるという議論をすれば住民の関心も高まる。 **8　市町村合併によって拡大した福祉・教育面の地域格差は、道州制になれば解消することが期待できる** ・市町村合併によって市町村格差が広がっている。しかし、道州制になれば、大きな予算が国から道州に移譲されるので、各県が行っていた福祉、教育政策が一本化され、無駄が省ける。道州から市町村への助成が十分に行われれば、福祉、教育面の格差解消が期待できる。 ・教育格差は、市町村間の予算の格差がそのまま教育水準の格差につながっている。道州制になり、子供の人権に配慮した政策が施され、道州政府が市町村に手厚い補助を行えば教育格差は解消できる。 **9　道州制を支える啓発を受けた住民が育っていない** ・地方分権や道州制を支えるのは住民。道州制を下支えする啓発を受けた住民が育っていない。住民自身が自立し、地域のことは地域で考えることができるような人材を育てる仕組みづくりが必要だ。	

現行制度の問題点（行政の視点）

ヒアリング結果　－１８項目－

分類基準　A；道州制でないと解決できないもの　…………………………………　県合併に加え、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴うもの
B；県合併で対応可能なもの　……………………………………………　九州の全部または一部の地域で県合併を行う必要があるもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの
C；政策連合で対応可能なもの　…………………………………………　各県が共通の課題について共通の政策をつくり連携して実行することで解決を図るもので、国からの権限移譲及び税源移譲などの税財政制度の見直しを伴わないもの
D；法改正や運用改善、規制緩和、権限移譲、構造改革特区、地域再生計画等で対応可能なもの
……　現行制度の活用で対応可能なもの
E；道州制でも解決できないもの　………………………………………　憲法改正を伴うもののほか、ＡＢＣＤのいずれにも該当しないもの

上記で複数の分類が可能なものは、既存制度の活用やより緩やかな解決策を優先する

2006年6月9日

九州地域戦略会議　道州制検討委員会

現行制度の問題点（総括表）　行政の視点

	国の中央集権システムの課題等	国と県（県と市）の二重行政の課題	都道府県制度の課題
１．産業政策	・雇用管理改善計画の認定に際して、国の過剰関与がある …９Ｄ	・雇用管理改善計画の認定と助成金支給申請手続きなど…１２Ｄ が県と国で別々に実施されている	・漁業取締りは各県単位では非効率 …１７Ｂ
２．社会資本整備	・事業採択された地方道路事業の実施についても、毎年度国と詳細 …１Ｄ な協議を行うのは疑問 ・国の縦割り行政のため、一級河川の管理、防災対策、森林保全、 …２Ａ 水産資源の涵養など他分野との連携が不十分 ・臨海地区指定について、港湾法と都市計画法の双方が関係する …３Ｄ ことから事務効率の低下を招いている ・汚水処理施設の整備を国交省、農水省、環境省がそれぞれ行って …４Ｄ いて非効率 ・自治体の浸水対策は対象物等により補助の所管官庁が異なり非効率 …５Ｄ ・民有林の治山事業に対する国の補助基準が全国一律で地方の実情 …６Ｄ に合わない ・土地利用基本計画の施行事務は自治事務なのに国との協議が必要 …７Ｄ なのは疑問 ・国土利用計画法に基づく土地利用計画と個別規制法に基づく所計画 …８Ｄ が重複している	・国の直轄道路事業の維持管理費用等を県が負担する …１３Ｄ のは疑問 ・一級河川の管理主体が国と県に分かれているため、 …１４Ａ 河川整備、河川台帳管理、河川敷占用手続が複雑 ・港湾施設の施設認定と施設整備補助、臨海地区指定 …１５Ｄ とが国の本省、地方整備局、県でそれぞれ行われている ・自然公園等事業（国立公園）は国の所管だが国立公園 …１６Ｄ 内で県が整備した施設等の維持管理主体が不明確で 県が対応している	・幹線道路整備事業は各県単位では非効率 …１８Ｃ
３．国際・社会政策	・居宅外でのホームヘルプサービス及び居宅外送迎が認められていな…１０Ｄ いのは不合理 ・社会福祉施設等整備に係る国庫補助金は全国一律に細かく定められ…１１Ｄ ているため地方の実情に合わない		

分　野		事　例・意　見	解決策
１．国の中央集権システムの課題等	(1) 社会資本整備	**１．　事業採択された地方道路事業の実施についても、毎年度国との詳細な協議を行うのは疑問** ・国の補助を活用した道路事業を実施する場合，当該年度事業には実施認可，変更認可など、次年度事業には概算要求，本要望，新規事業化など国と協議を行っている。 これらの協議については，個々の事業箇所について毎年度の実施内容，工法など，事細かい説明や資料が要求されている。 国道事業については，法定受託事務であることから，ある程度の関与は理解できるが，地方道については，事業採択された事業について，毎年度の実施認可等の協議における個々の事業箇所の詳細説明及び資料の要求をなくすなど，地方の責任において事業実施できるよう，更なる事務の簡素化を図るべきである。	D ・地方道路事業の財源を地方に移譲し、地方の責任で事業を実施する
		２．　国の縦割行政のため、一級河川の管理、防災対策、森林保全、水産資源の涵養など他分野との連携が不十分 ・また、国の縦割り行政により、河川管理と密接な関連がある防災対策や森林保全、水産資源の涵養などの他分野との連携が十分でなく、総合的で効果的な行政施策の展開が図られない。 ―国の縦割行政― ・河川管理 ・防災対策 ・森林保全 ・水産資源涵養 **一級河川の管理** 指定区間外；国土交通省　／　指定区間；県　／　指定区間外；国土交通省 河川台帳の調整は国土交通省 国が許可した河川敷占用料は県の収入	A ・河川流域に関し各省庁を横断する総合的な政策の実施が必要であり、各省庁の持つ権限と財源を集中的に投下すべき ・一級河川は複数県に跨ることが多いため県合併が必要
		３．　臨港地区指定について、港湾法と都市計画法の双方が関係することから事務効率の低下を招いている ・臨港地区は港湾法と都市計画法にそれぞれ定められており、都市計画区域内については、臨港地区の指定に際して港湾所管部局と都市計画所管部局の調整が必要で、事務効率の低下を招いている。	D ・法改正で対応
		４．　汚水処理施設の整備を国交省、農水省、環境省がそれぞれ行っていて非効率 ・国交省，農水省，環境省が，汚水，汚泥処理施設の整備をそれぞれで行っているが、それぞれの所管により整備を行っているため，非効率となっている。制度を１本化することにより，類似の性状を持つ汚水，汚泥の処理施設の効率的な整備を図ることが可能となる。	D ・汚水処理施設整備権限は市町村にあるので、国から市町村への財源移譲が必要
		５．　自治体の浸水対策は対象物等により補助の所管官庁が異なり非効率 ・海岸部に於ける浸水被害は，その原因として越波等による外水，雨水による内水が考えられ，複合的な場合も考えられる。しかしながら，その対策については被災施設，被災要因，浸水箇所等により事業（国庫補助）を所管する省庁が異なり，その採択要件，補助対象範囲も異なってくる。現在のところ，可能な限りで関係機関と調整を図りながら，各事業を行っているところであるが，それぞれの補助基準内で行わざるを得ない状況である。 事例として，海岸の波返し護岸等については，ある程度の越波を許容しており，その許容量が背後地の形状により浸水が頻発することがあるが，この外水について下水道管理者側による対策は実施できない。浸水区域の解消という観点から，制度を一本化することにより，各省庁，省内の所管の枠を越えた総合的な計画を行うことができる。	D ・浸水対策に関し国から地方への財源移譲が必要
		６．　民有林の治山事業における国の補助基準が全国一律で地方の実情に合わない ・民有林における山地に起因する災害の復旧、林地荒廃の予防、保安林や水源地域の森林整備、防災林の造成、地すべり防止等の工事に関する国の補助事業の施行にあたっては、面積等事業採択の基準が全国一律となっていることから地方の実情等に応じた事業の展開が難しい。 国の協議や査定等の事務が生じ、事務処理に時間を要しているため、採択基準を地方別とするなど地方の裁量による事業の実施や、全ての事務を地方に移行させることにより事務処理の迅速化が図られる。なお、大規模災害時の国の支援について別途考慮する必要がある。	D ・民有林治山事業に関し国から地方への権限、財　源移譲が必要

分　野		事　例・意　見	解決策
	(2) まちづくり	**７． 土地利用基本計画の施行事務は自治事務なのに国との協議が必要なのは疑問** ・土地利用基本計画の変更について国への協議・同意を得なければならない。変更内容を事前に国に協議し、調整後に本協議を行っており、同じ資料を２度送付することになる。また、地方支分部局に対しても県から協議して承認を得ている。土地利用基本計画施行事務は、国土利用計画法施行事務が自治事務となっており、かつ、財源も土地利用規制等対策費交付金の廃止で全て県費となっているため、事務の執行にあたっては、根拠を明確にする必要がある。しかし、このような状況の中で、事前ヒアリング、事前協議、本協議という流れは国からの通知等によるものである。また、国への協議が支分部局も含めると多岐にわたり、その点で事務が煩雑化している。 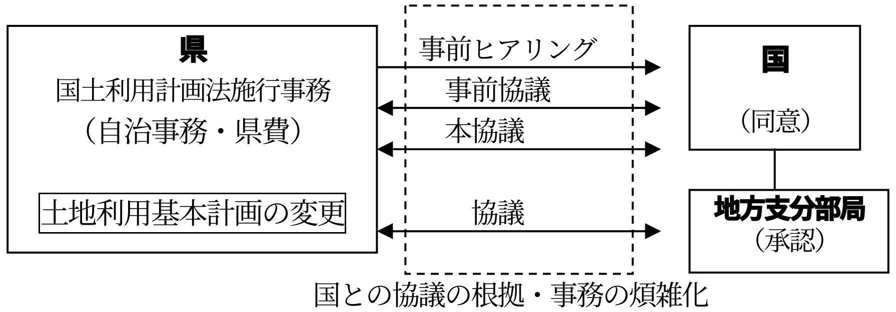	D ・自治事務であり国との協議は不要と考える。運用の改善で対応
		８． 国土利用計画法に基づく土地利用計画と個別規制法に基づく諸計画が重複している 土地利用計画制度と都市計画法等の個別規制法に基づく諸計画が重複している。個別法の手続きを踏んで執行されている個別計画を、土地利用基本計画で再度協議することについて、手続きが重複している。また、特に森林地域の取扱で、森林法上１２月迄に開催される森林審議会で審議・承認された案件を、年明けの国土利用計画審議会で再度審議することについて、事後承認との指摘がなされている。	D ・基本法と個別法の法解釈の整合を図る
	(3) 産業政策	**９． 雇用管理改善計画の認定に際して、国の過剰関与がある** ・雇用管理改善計画の認定等に際しての国への協議は、中小企業労働力確保法第４条第４項（計画認定の場合）及び第５条第３項（計画変更の場合）では、事業協同組合等がその構成員である中小企業者の労働者募集を行おうとする場合にのみ行うこととされているが、実際には国の通達によって、全てのケースについて国への協議が義務付けられている。	D ・通達に基づく国の過剰関与を廃する ・雇用管理認定等の事務を国もしくは地方の事務として一元化する
	(4) 社会政策	**10． 居宅外でのホームヘルプサービス及び居宅外送迎が認められていないのは不合理** ・居宅以外での活動支援サービスが乏しく、地域生活に支障を来し、介助者に過重な介護負担を強いており、入所施設から在宅へという政策を妨げている。居宅外でのヘルパーの利用が法律上認められていない。また、短期入所やデイサービス等の送迎も居宅が基点とされている。 現在の支援費制度では、「居宅」を基点にサービスが作られているために、「居宅」以外の活動については、大変使いづらいサービスとなっている。障害児・者の生活が高齢者と異なり、教育や自立のために「居宅」以外の広範囲な生活場面があるにもかかわらず、「居宅」以外での活動を支援するサービスが乏しいため、地域生活に支障をきたし、介護者に過重な介護負担を強いており、入所施設から在宅へという政策を妨げている要因の一つになっている。 「居宅」だけでなく、学校等の地域生活をするうえで不可欠な「居宅外」の場所でもヘルパーの活用を可能にするとともに、居宅と事業所間のみで認められているデイサービス及び短期入所の送迎を「居宅外」の場所と事業所間との送迎を可能にすることによって、障害児・者の在宅生活の支援が図られる。	D ・法改正または構造改革特区で対応できないか
		11． 社会福祉施設等整備に関する国庫補助金は全国一律に細かく定められているため地方の実情に合わない ・社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば特別養護老人ホームの場合、法令において、入所定員が２０人以上であることや、医務室・調理室等を設けなければならないこと、廊下幅が１．８メートル以上であることなどの基準が定められており、また、国庫補助に係る通知等においても、さらに条件が付けられている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。	D ・国から地方への施設整備権限、財源移譲が必要

<table>
<tr><th colspan="2">分　野</th><th>事　例・意　見</th><th>解決策</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>過疎地域等における少人数の施設や、地域の民家・空き店舗など既存施設を活用した効率的な施設整備など、地域の実情に応じた低コストできめ細かなサービスの提供ができる施設整備が地方の判断で可能となるよう、原則としてこれらの補助金全額を一般財源化することが必要である。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2．国と県の二重行政の課題</td><td>(1) 産業政策</td><td>12.　雇用管理改善計画の認定と助成金支給手続などが県と国で別々に実施されている
・雇用管理改善計画の認定等は、中小企業労働力確保法に基づき、事業協同組合、中小企業等が中小企業基盤人材確保助成金などの各種援助措置をうけるために作成する改善計画を県が認定等を行う事務であり、計画の内容としては、（1）労働時間の短縮、（2）職業環境の改善、（3）福利厚生の充実（4）募集・採用の改善、（5）教育訓練の充実、（6）その他の雇用管理改善となる。
事務事業執行にあたって県では改善計画の認定事務を行う際に必ず、労働局労働基準部監督課と文書による協議を行っているが、改善計画を協議する期間が長時間（期間３～４週間程度）を要し、迅速な事務処理が困難である。
また改善計画の認定（変更含む）事務以外の各助成金の実施計画の認定申請や支給申請及び支給決定・支払などは、改善計画の内容を熟知している「雇用・能力開発機構都道府県センター」が窓口となって実施し、県を経由する事務手続きになっていないうえ、改善計画の内容については都道府県労働局が管轄している。
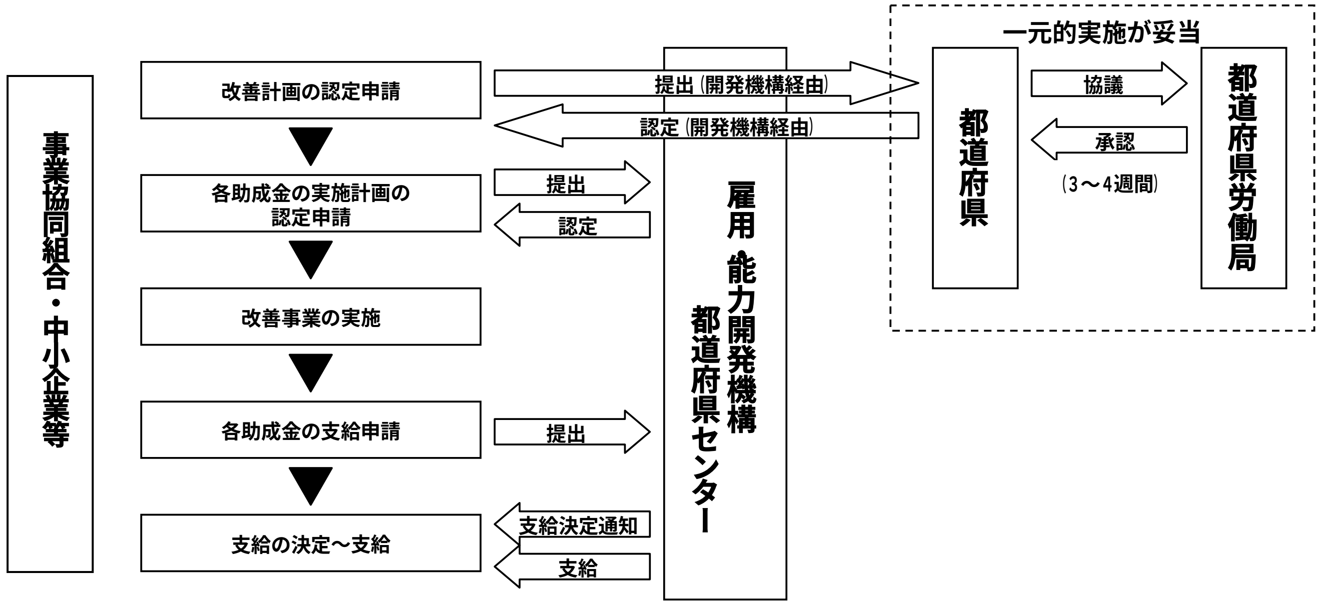
</td><td>D
①雇用管理改善計画認定等の事務を県から国に移管して事務を一元化する
②都道府県労働局から県（地方）への権限、財源、人材移譲により地方の事務として一元化する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 社会資本整備</td><td>13.　国の直轄道路の維持管理費等を県が負担するのは疑問
・道路法に基づき直轄国道で実施される道路の新設，改築，維持，修繕等に要する費用の一部を直轄負担金として，国に対して負担を行っているが、国と県との役割分担により，道路の新設や改築事業など，県の施策と一体となって行うものに対して，一定の負担を行うことは理解できるが，直轄国道の維持管理費用及び機械事務経費までを負担することには，疑問を感じる。
また，県の負担額が不透明なまま（充分な説明がないまま）に，決定されており、財政状況が厳しい中，県においても，多大な負担額が伴うことから，県との調整を十分行うとともに，維持管理費等の負担については廃止を含めて検討する。</td><td>D
①国道管理に関し国から地方へ権限、財源を移譲し、地方の事務とする
②国道管理は費用負担も含めて国が行う</td></tr>
<tr><td>14.　一級河川の管理主体が国と県に分かれているため、河川整備、河川台帳管理、河川敷占用手続が複雑
・現在、一級河川の管理については、国が指定区間外を、県が指定区間をそれぞれ管理している。管理主体が分かれていることから、河川の整備等を行う際には、国との協議が必要となり、その調整に時間を要する。また、住民にとっては国と県の管理区分がわからず、河川敷占用許可などに関して県への問い合わせも多く、知事管理区間でも河川台帳の調整は国が行うこととされており、管理の実態と合致していない。さらに、国が許可した河川敷占用許可の占用料は県の収入とされているが、国からの許可済み通知が遅れるなどにより、収入調定事務に支障が出ている。
そのため、管理主体を一つにする必要がある。その際、地域の実情を踏まえ、防災対策や森林保全、水産資源の涵養など他分野とも連携を図り、総合的な行政を行っていくためには、地方が行うこととすべきである。その場合、国からの財源の移譲が不可欠である。道州制に移行すれば、道州が一元的に管理する。なお、大規模災害時の国の支援について、別途考慮する必要がある。</td><td>A
・一級河川管理に関し国から地方への権限､財源移譲が必要
・一級河川は複数県に跨ることが多いため県合併が必要</td></tr>
</table>

分　野		事　例・意　見	解決策
３．都道府県制度の課題	(1) 産業政策	**15.　港湾施設の施設認定と施設整備補助、臨港地区指定とが国の本省、地方整備局、県でそれぞれ行われている** ・港湾施設は港湾区域（水域）及び臨港地区内（陸域）にある一定の施設である。 ・港湾法では、臨港地区外の陸域にある施設についても、国土交通大臣が認定した場合は港湾施設とみなすこととしており、港湾施設の認定を受ければ、その改修等への補助事業導入や公共土木施設災害復旧負担法の適用が可能となる。 ・この港湾施設の認定は、九州地方整備局を経由して国土交通省総務課の所管となっており、申請から施設認定までスムーズにいく場合でも６ヵ月程度を要するうえ、港湾計画との整合性の問題や背後地の臨港地区の指定状況等から施設認定が難しい状況にある。 ・一方、港湾施設整備のための補助事業については、権限が九州地方整備局におろされており、地方整備局が補助の対象として認めた施設について、本省に対し、港湾施設認定の申請を行うこととなっている。 ・県などの港湾管理者が補助事業等で整備した港湾施設は、港湾管理上必要な施設であることは明らかであること、施設の整備メニューが各県により実態が異なること、臨港地区指定が地方公共団体の権限におろされていること、などの実態があることから、施設認定の所管を施設整備の所管と連動させる必要がある。 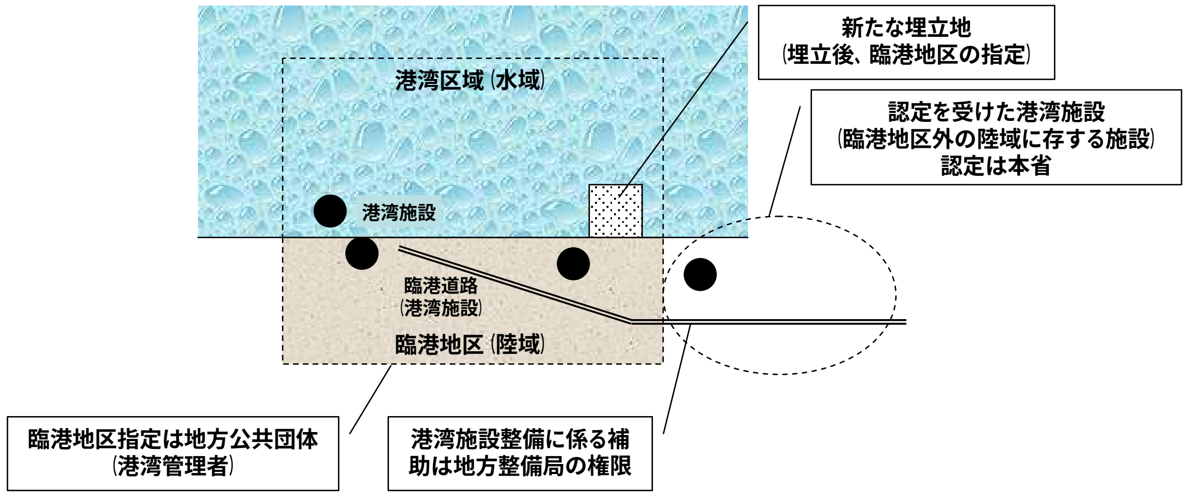	D ・港湾施設の認定権を本省から地方整備局に移譲する ・港湾整備に係る権限と財源を地方に移譲する
		16.　自然公園等事業（国立公園）は国の所管だが国立公園内で県が整備した施設等の維持管理主体が不明確で県が対応している ・国立公園における自然公園等事業については，平成１６年度までは，国が執行する直轄事業と県が補助金を受けて執行する補助事業とで施設等の整備を行ってきた。また，整備した施設等の維持管理についても，補助金で整備した施設等は，県が維持管理を行ってきた。 平成１７年度の三位一体改革において，国と地方の役割分担の明確化を図る観点から，同補助事業が廃止され，原則として国が公園事業を執行することとなった。国立公園においては、地元においても重要な資源であること、また、複数の県にもまたがっていることから、同一の事業主体により統一的な施策が図られることが望ましいが、補助事業において県が整備した施設等については，国から維持管理に関する方針が示されておらず，現在，県が対応せざるを得ない状況にある。 今後、施設の老朽化や災害復旧等、多額の出費を要することも考えられるため、国が維持管理を行う体制の確立が必要である。	D ・国立公園事業は国によって統一的な施策が行われることが妥当
		17.　漁業取締りは各県単位では非効率 ・県は、所属職員の中から漁業監督吏員を任命し、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問するなど、漁業に関する法令違反の有無を調査し、違反する事実を摘発して、違反の防止に努めている。 しかし、近年、エンジン性能の向上等に伴い、漁業違反船の活動範囲が広域化し、複数の県域にまたがる事例が増加している。しかしながら都道府県の漁業取締りの権限は、当該都道府県内の海域における違反に限られており、自県住民等が他県の海域で違反を犯しても摘発できないなど、効果的、効率的な活動が十分にできていない。	B ・県域をまたがる事例への対応のためには県合併が必要

分　野		事　例・意　見	解決策
	(2) 社会資本整備	**18.　幹線道路整備事業は各県単位では非効率** ・国管理の指定区間を除く国道並びに県道の道路網を整備するために行う道路管理は、具体的には、道路の新設、改良及び舗装の新設、並びに幹線道路の橋梁の架換、新設等に関する事業であるが、道路網の整備にあたって、県を跨ぐ道路を建設しようとする際、両県の道路整備計画や進捗度に開きがあると事業効果を早期に発揮することができない。 州単位の道路整備を行うことにより、より広域的な計画、事業執行が見込まれる。	C ・政策連合で対応可能